

1. 議事日程

〔令和6年第1回安芸高田市議会3月定例会第14日目〕

令和6年3月6日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	5番	新 田 和 明
6番	芦 田 宏 治	7番	山 根 温 子
8番	先 川 和 幸	9番	石 飛 慶 久
10番	山 本 優	11番	熊 高 昌 三
12番	宍 戸 邦 夫	13番	秋 田 雅 朝
14番	金 行 哲 昭	15番	児 玉 史 則
16番	大 下 正 幸		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

10番	山 本 優	11番	熊 高 昌 三
-----	-------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	高 藤 誠	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	近 藤 修 二	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	新 谷 洋 子
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	佐々木 満 朗

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	毛利 幹 夫	事務局 次 長	藤 井 伸 樹
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 任 主 事	實 村 峻

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

- 大 下 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、芦田議員より、今定例会の本会議における発言
の中で、訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。
6番 芦田議員。
- 芦 田 議 員 6番、芦田宏治です。昨日の一般質問での私の発言の中で、アンケートの回答率を74.6%と発言しましたが、80.8%の誤りでした。発言の訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- 大 下 議 長 ただいまの発言の訂正の申出を許可いたします。
以上で、発言の訂正を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、10番 山本議員、及び11番 熊高議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

- 大 下 議 長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
一般質問の順序は、通告順といたします。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。
3番 山本議員。
- 山本(数)議員 おはようございます。3番 清志会、山本数博です。よろしくお願いします。
まず第1点、芸備線の任意協議会について、御質問していきます。
昨日、同僚議員が、芸備線の任意協議会の参加にわたって質問をいたしました。私は、その参加に当たり、中身について、参加する市の姿勢について、お伺いしていきたいというように思います。全文を書いてありますので、そこを読み上げていきたいと思っています。
2月に入り、芸備線の広島・三次間を対象に、沿線3市と国・県及びJR西日本とで、任意の協議会を設立することになったと報道がありました。「利便性の向上や、まちづくりに鉄路を生かす方策を考える」とありました。
そこで、次のことについて質問をいたします。
まず、(1)ですが、協議の中では、各市利用促進策の取組が出てくると思います。本市にとりましても、来年中に供用開始を目指している高規格道路の吉田・向原間のトンネルが開通すれば、向原駅を利用した市の施策が重要な課題になると思います。本市の施策が、国や県の支持を

得る上でも参加に当たり、このことを踏まえた具体的な案を示す必要があると思いますが、市長の協議会参加に当たっての考えをお伺いいたします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、昨日もお伝えしたところですが、改めて分かっていない方が多いようなので、お伝えをしておきます。

既に出ている質問に対しては、それ以上の答弁を行いません。行う必要がないからです。市民の代表、代弁者として、ここに来て立っている以上、その責任に見合う内容の質問が当然求められます。これまでと違う質問であるのであれば、昨日の秋田議員のような質問の仕方をされるべきです。それができてない以上、執行部は、それ以上の答弁が行えません。

今朝の中国新聞のまとめに辟易としたんですが、議長が答弁になっていないと言った。その前段があります。質問になっていないんです。一般質問で、本来行われるべき質問の質がないから答弁にならないんです。

以上の当たり前の事実を踏まえて、質問をしていただくよう重ねてお願いをします。

先ほどの山本議員の質問なんですが、御自身で作文されたのか、誰かが作文されているのか分からないんですが、もうちょっと推敲から臨んでください。通告文読んでも、日本語として意味が分からんところが多いです。

冒頭、御自身ちょっとだけおっしゃったんですが、昨日の金行議員の質問を踏まえると。踏まえないんですか。

踏まえないのであれば、同じ質問なので、これ以上の答弁はありません。昨日お答えしたとおりです。

○大 下 議 長 市長に申し上げます。これは、議員として、事前に通告してある内容でありますので、質問に対しては、明確な答弁をお願いしたいというふうに思います。

（「今度は明確に答弁しますので」との声あり）

○大 下 議 長 答弁を終わります。
山本議員。

○山本(数)議員 昨日、金行議員の質問と私の質問は、重なつとるようには、今、市長が答弁されて、意味がよう分からんというようなところも言われたんですが、私これ小学校の6年生が読んだら分かる程度で、自分で考えてやったつもりなんですがね。これが分からんということ自体が、石丸市長は、大丈夫なんかなというふうに思うんです。ここに書いてあるのを、訳しましたら、参加に当たるのに、安芸高田市は、来年度向原と吉田町がつながるトンネルができる予定になっていますよね。そこに出て、それらで向原駅の利活用について、この場で話ができるんじゃないかということを質問しとる。

市が考えたことが、国やら県も同席するらしいんで、そうじゃのうということになりや、国の助成制度、県の支援制度、それが得られるんじゃないかいうことを、ここへ書いとる。昨日、金行議員が質問したんと全く違う中身じゃいうふうに思うんですが、これが分からんのでしょうか。これについて、回答をしていただけるなら回答してください。

○大 下 議 長 山本議員に申し上げます。簡潔な質問にお願いしたいと思います。前段がちょっと多過ぎると思います。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 簡潔じゃない質問ですけど、答弁してよろしいですか。

○大 下 議 長 いやいや、もうそれで。

○石 丸 市 長 議長が分かったのであれば、ちょっと要約して。

○大 下 議 長 私は分かりましたんで。

○石 丸 市 長 でも、簡潔じゃないと注意されたじゃないですか。

○大 下 議 長 しましたが。

○石 丸 市 長 じゃ、簡潔だったのか、簡潔じゃなかったのか、どっちです。

○大 下 議 長 だから、簡潔な質問にしてくださいよと。

○石 丸 市 長 なってなかったんでしょ。

○大 下 議 長 質問は質問なんで、答弁をお願いいたします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議長のまとめを踏まえれば、よく分からない質問に答弁させるということですね。

○大 下 議 長 よく分からないとは言っていない。

○石 丸 市 長 じゃあ簡潔じゃない質問に答弁させるんですね。

○大 下 議 長 はい。

○石 丸 市 長 分かりました。潔いんですね。

今、山本議員が、何か小学6年生云々かんぬんの根拠が分からんところで批判されたんですが、その誹謗中傷なのでやめてください。

批判とは、こう行います。

具体的に山本議員の通告文を読めば、一文の中に2回「当たり」という言葉が出てきます。支持を得る上でも「参加に当たり」云々かんぬん、「協議会参加に当たっての考えを伺います」と。

同じ文の中で、節が違えど、同じ表現が出てくる。中学生の小論文なら減点です。この辺りが日本語としてできていないと、私は指摘をしています。単なる感想ではなく事実です。これが批判です。誹謗中傷は控えてください。

その上で、先ほどここでのやり取り、昨日金行議員が、同種の質問をされたのでそれを踏まえて違う質問をするのかというふうに尋ねたんです。それが読み取れないとすれば、国語力の問題です。なぜならば、その前段で、秋田議員は、ちゃんと前の質問を踏まえて質問されていたというふうに言ってます。なぜ、その文脈が理解できないんですか。自分

の落ち度を人になすりつけないでください。

そして、金行議員の質問の中で、大体のことは話しています。続けてよろしいですか。

○大 下 議 長 いいですよ、続けてください。

○石 丸 市 長 何かよく分からない主張をされているので、無視します。

なので、本来ここですべき質問とは、金行議員の質問がこうだったと、それに加えて、こういう論点で聞くと、何が違うのかを。

○大 下 議 長 石丸市長に申し上げます。

質問に対しての答弁をお願いいたします。

○石 丸 市 長 今、しようとしているんですけど。

○大 下 議 長 答弁になっていません。質問に対しての答弁をお願いいたします。

○石 丸 市 長 最後まで聞いてから判断してもらっていいですか。

○大 下 議 長 というより前段が長いんですよ。

○石 丸 市 長 必要な流れを今言ってます。でなければ。

○大 下 議 長 答弁を続けてください。

○石 丸 市 長 であれば、議長、きちんと議事進行してください。整理してくれれば。

○大 下 議 長 してますよ。

○石 丸 市 長 私がここで、これだけ尺を使って弁解する必要があるんです、説明する必要がないんです。

○大 下 議 長 ほかの議員のことを挙げることは要らないんじゃないですか。

答弁を続けてください。

○石 丸 市 長 はい。では、整理しながら答弁を続けます。簡潔な質問になっていないと、議長が指摘するとおりです。なので、要点を明確にして、私が説明をまずしています。その上で、答弁を行おうとしています。これが説明の順序です。

金行議員の質問、それに対する答弁、そこに何か不足があったのであれば、その論点を明らかにして聞かねば意味がありません。答えようがないんです。分からないんです。

なので、基本的に金行議員の質問に対して、昨日答え切っています。それとは、どこが違うのか、明確に言ってください、まず。今の話、ちょっとだけ出てきたので言えば、トンネルが開通するところに何かポイントがあるような雰囲気はありました。がしかし、それも既に昨日返しています。覚えていらっしゃらないんだったら困るんですが、単なる利用促進で意味がないと。どれか一つにまとめる。何なら新しい駅をつくる、それぐらい抜本的な見直しが必要だと答えています。当然、その背景には、このまちのグランドデザイン、全体的なビジョンがそこにあるんです。トンネルも当然含みます。

ゆえに、答弁は既に行っています。何か足りないんであれば、それが何かを明らかにして、質問を続けてください。でなければ、意味が不明です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

石丸市長に申し上げます。先ほど私が言ったのは、簡潔な質問になっていないとは言ってません。簡潔に質問をしてくださいと言いました。質問をお願いいたします。

山本議員。

○山本(数)議員 今の昨日の金行議員の質問と、私の質問とは区別がつかんいうようなことじゃ、全く市長としての理解力を疑うようなことになると思いますが。

(「続けていいんですか」との声あり)

○山本(数)議員 市長と変わらんことの発言をしておるつもりですが。

○大 下 議 長 山本議員に申し上げます。質問をしてください。

○山本(数)議員 要するに。

○大 下 議 長 いいですか、質問をしてください。

○山本(数)議員 分かりました。じゃあ、1番は、言うても昨日答弁したということで、全く何を言われたんかよう分からん、夢のような3つの駅を1つにするような話だったんですが、実現可能なような話で答弁されるべきじゃ思います。

そういうことじゃ、この1番については、その中で回答したということなんで、次の2番に行きます。

協議会参加に当たって、令和3年7月に甲田・向原の住民による各駅施設の改修や列車の利便性の向上に対する陳情書が提出されています。この陳情について、協議会での取組はどのようにされるのか、お考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 令和3年に頂いた陳情書につきましては、単に運行上の課題であれば、JRがその可否を検討することになります。また、そこに収まらないものであれば、関係自治体や、任意協議会での検討というふうになります。その中身によって、それぞれ検討する場所が違うというふうに思っております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 今のは部長が回答されたんですが、市長の考えを聞いたんですが、それでいいですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 はい、窓口で聞けるような内容なので、部長が答弁を行っています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 この内容については、具体的に言えば、市民が列車に乗るのに、ホームの階段上がって行かなきゃいけん。ホームへ行くのに体がしんどくて

かなわんから、とにかく平面で乗車できるようにしてほしいと、こういう内容なんです。一例を挙げようるんですよ。

その一例の中で、誰がホームへ平面乗車のことを要求するんか。市民じゃないですよ。自治体の長がこの協議会のような場で、こういう問題があるんだと。市としても、それを取り組まないけん思うが、ＪＲも国も県も、そういう改修について協力してくれるかと。こういうことを訴えるのは、市民ですか、部長ですか、市長じゃないんですか。その辺を問うとる。

それだけじゃないですね。なんぼも上がっております。そん中で、市として、市長として、取り組む考えがあるかいうことを聞いた。各部へ行って、聞きゃあ良いような内容じゃないと思いますけど。それについて、市長考えを御説明願います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

(「趣旨が分からなかったの。」との声あり)

○大 下 議 長 ですから、甲立駅について整備をする考えがあるかどうかいうことを、山本議員は質問されておりますので、市長としてどうするか。階段がきつから。

(「階段を整備するんですか」との声あり)

○大 下 議 長 いやいや。駅の改修なんですよ。

(「駅の改修はＪＲです」との声あり)

○大 下 議 長 そうです。それを要望を市長がするかせんかいうことを言われとります。

(「そういうんじゃないかと思うんです」との声あり)

○大 下 議 長 いや、質問だったですよ。

ちょっと待ってください。山本議員に申し上げます。もう一度、質問をしてください。

山本議員。

○山本(数)議員 3月7日に甲田・向原の住民が要望・要請書を出して、駅の改善なんかも言っとるんです。見られとると思いますが、その要望の改善を、誰が言うんかと。協議会出ていって、誰が言うんかいうところが大きな問題じゃ思う。

市長が言うべきじゃいうところがあるんで、その参加に当たって、要請や要望について、この協議会で、市長は、そのことを言われる考えがあるかということ問うとるんです。分からんなら分からん言うてください。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

(「議長、さっきのまとめ方で合ってましたか」との声あり)

○大 下 議 長 分かりませんか。

(「ちょっと違います、議長のまとめ方」との声あり)

○大 下 議 長 いやいや、一緒です。一緒です。

(「整理しろと言われましたね。その後、違う質問をされていません」
との声あり)

○大 下 議 長 いや、一緒です。答弁が。

(「じゃあもう一遍、教えてもらっていいですか、よく分からなかった
ので。議長の受け止めもちょっと整理してお聞かせください。」) との
声あり。

○大 下 議 長 いや、私が言う立場にないので、もう一度分かりやすい質問をしてく
ださい。

山本議員。

○山本(数)議員 もう、どうもよう分からんのじゃないですか、市長は。

○大 下 議 長 要らんこと言わんでええけ、言ってください、質問を。

○山本(数)議員 いや、同じことを何回も言わすんで、そうなる。で、もうこの件に関
しては、対応の仕方が分からんと、こういうふうに解釈して、この質問
はやめます。

(「いやいや、答弁こっちでしょ」との声あり)

それで次の2番、地域おこし協力隊について。

答弁の仕方が分からんのんですと言っても。

○大 下 議 長 発言の許可はしてませんよ。

(「いや、答弁を求めますと言われて、私が言ったのに」との声あり)

○大 下 議 長 いや、ですから。

(「じゃあ、取り下げさせてください、発言」との声あり)

○大 下 議 長 取り下げましたよ。

(「取り下げたんですね」との声あり)

○大 下 議 長 そうです。

○石 丸 市 長 (「じゃあ議事録残らないんですね」との声あり)

○大 下 議 長 いやいや。

(「もし残るんだったら、答弁させてください」との声あり)

○山本(数)議員 答弁お願いします。

○大 下 議 長 答弁できますか。

今の質問に対して、答弁ができますか。

(「させるんですか。であれば、その前に整理してくれと言ったじゃな
いですか」との声あり)

○大 下 議 長 いや、ですから。これ以上言っても分からないから、もうこれ以上、
答弁がないんだったら取り下げますということだったんです。

(「取り下げない」との声あり)

○大 下 議 長 どういうこと。取り下げたり、取り下げないとかいうことを何度も。

(「質問をやめる」との声あり)

いいですか。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時25分 再開



- 大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
先ほどの質問をもう一度、質問を変えてください。  
山本議員。
- 山本(数)議員 もうこれで3回目になるんで、先ほど言った質問で、具体的に言いました。それについて、市長の考えは、この協議会をもって入る考えがあるのかないのか、それを回答願います。  
(「反問お願いします」との声あり)
- 大 下 議 長 今の質問で分かりませんか。  
(「全く分からないです」との声あり)
- 大 下 議 長 市長から反問権の申出がありますので、許可をいたします。  
石丸市長。
- 石 丸 市 長 具体的にとは、何についてなんでしょうか。明確に論点を示してください。
- 大 下 議 長 答弁をお願いいたします。  
山本議員。
- 山本(数)議員 具体的にいう話なんですが、住民による陳情書の中には、甲立の駅や向原の駅が陸橋になつとる。陸橋を渡って、ホームに行って、列車に乗るのは苦痛じゃと。平面で乗車できるようにできんかという要望があるはずです。それらについて、この協議会へ持ち込んで、J R の理解を得たり、国や県の支援を得るようなことの提案はできないかいうことを、質問しておるんです。  
以上です。
- 大 下 議 長 いいですか。  
(「反問お願いします」との声あり)
- 大 下 議 長 また反問ですか。  
(「はい」との声あり)
- 大 下 議 長 石丸市長。
- 石 丸 市 長 念のための確認です。その要望は、どちら宛に出されたものでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁をお願いいたします。  
山本議員。
- 山本(数)議員 もう、笑っちゃいますよ。
- 大 下 議 長 関係ないことは言わないでくださいよ。
- 山本(数)議員 書いてあるじゃないですか。令和3年7月市長宛に出た。何を言うとするんですか。
- 大 下 議 長 質問をしてください。ちゃんと答弁をしてください。
- 山本(数)議員 今、反問権でしょ。
- 大 下 議 長 反問権の答弁をしてください。
- 山本(数)議員 答弁しとりますよ。
- 大 下 議 長 無駄な言葉を慎んでください。

- 山本(数)議員 もう、よう答弁せんなら答弁せんでいいですよ。  
 (「こっちの反問権に答えたので」との声あり)
- 大 下 議 長 いや、基本的に市長が言われるのも、駅のフラット化は危険性があるから駄目という返事があったというのがあったと思うんですよ。だけど、もうこれ以上言っても駄目でしょう。  
 (「それは…」との声あり)
- 大 下 議 長 反問権はいいですか、それで。  
 (「いいえ、ちょっと今で余計分からなかったんですけど。書いてあるとしたら、どこに書いてあるんですか。」との声あり)
- 大 下 議 長 それは、陳情書に書いてあるということでしょう。  
 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
 石丸市長、もう反問はいいですか。
- 石 丸 市 長 いいです。
- 大 下 議 長 以上で、反問を終了し、議員の質問に戻ります。  
 答弁をお願いいたします。  
 石丸市長。
- 石 丸 市 長 まず、通告にないことを書いてあると言われても、混乱するだけなので、控えてください。  
 陳情書が市宛に出てるのはもちろん確認しています。一方で、これ念のため確認すると言ったのは、J R宛に出された陳情書のはずです。もともと、そもそもが。  
 そうですよ。でなけりゃ意味がないですよ。これは、従来の質問と答弁で、既に答えが出ています。J Rの施設に対する要望をどこに出すのか、当然J Rですよ。主体がJ Rなんですから。  
 先ほど、大下議長が記憶されていらっしゃたので、代わりに説明してくださいましたが、J Rが、当然その可否を判断するんです。主体ですから。当たり前の話です。よって、要望書はJ Rに出されています。  
 なので、今回の任意協議会、J Rも参加者なので、J Rが検討します。先ほど部長がそのように答弁しました。J Rが可否を検討することになると。それが答えです。もう出ています。なので、何を聞きたいのか、意味が分からないと返したんです。
- 大 下 議 長 山本議員。
- 山本(数)議員 どうも仕組みが分かったらんようなんで、これ以上、この質問はやめます。  
 次、2番、地域おこし協力隊員の採用について、御質問します。  
 本市においては、令和3年度から民間委託による採用が取り入れられ

ています。そこで、次のことについて質問いたします。

(1)委託型で採用する方法は、受託業者と協力隊員の雇用関係は、本市の定める設置要綱や、総務省が提示した隊員受入れに関する手引きに合致した内容になっているのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本来なら、反問で問いただしていくべきなんですが、時間が惜しいので、分かる範囲でのみ答えます。恐らくここにいるほとんどの方が、今何の質問なんだか分からないと思います。

ただ唯一最後のほうで、手引きに合致した内容になっているのかという問いがあったので、お答えします。合致しています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 本市の地域おこし協力隊員設置要綱、第4条に第2号で委託型というのがありまして、「市が実施する協力隊委託業務の受託業者と雇用契約を締結し、市と連携して、前条の規定する目的を達成するための活動を行う者をいう」と、こうなってる。

要するに、協力隊の委託業務を受託した業者と協力隊員として委託された人は、雇用関係になけにゃいけんと、こういうふうに私は理解してるんですが、そのような形で協力隊員との契約をされとるんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 委託事業者と地域おこし協力隊の間は、本市の場合は、委託業務の契約によって行っております。

雇用契約というふうに書いているのは、何らかの契約の形を結んでというふうな形にしております。実際に、雇用契約でないといけないのかどうかということについては、国に確認をしております。雇用契約であれ、委託契約であれ、現状では、本市は委託契約を結んでおりますけども、それは問題ないというふうに確認しています。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 今の複雑になって分からんってきたんですが、今の市と業者とは、今、委託契約で受託関係、業者とですね。そうってますよね。受託業者と協力隊員は、委託契約の範疇でもええんじゃというふうに総務省が言いよるんですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 はい、そのとおりです。市と業務委託者は委託契約で、業務委託者と地域おこし協力隊の関係も業務委託で、それについては、国は問題ないというふうに言っております。

- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員 再確認ですが、ここの4条2号の書きぶりは、受託業者と雇用契約を締結しと、委託、受託でも何でもなし。雇用契約を締結した者というふうに書いてあるように思うんですが、じゃあ、この要綱とは別の形でもええということになるんですか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 実態として、国にそのように確認をしております。  
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員 それでは、今日は一般質問なんで、決算か予算委員会のほうでまた、より詳しく聞かせていただきたいと、このように思います。  
次に、(2)で、協力隊委託業務に関し、協力隊員の業務に関わる受託業者の指揮監督はどのようになっているのか、お伺いします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 指揮監督と言われますのが、恐らくきちんとその協力隊員としての活動ができていのかどうかというのを委託事業者が確認をするようにできてるかということだと捉えて、そこについてお答えをいたします。  
これについては、毎週1回の活動状況の確認とアドバイス、それから、翌週の活動予定の確認といった定例のフォローを行っております。またそれに加えて、地域おこし協力隊員の活動環境を整えるための各種の調整や協力隊員のネットワークづくりの支援といった全般的な活動フォローを、受託業者が行っております。  
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員 協力隊員は、業務をやってますよね。そこらは、受託業者は、その業務の指揮監督ということは外れとるんですか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 当然、その業務についての指揮監督を行っております。そのやり方として、週1回の確認と、それと翌週の活動の確認、そういったところのフォローというのがそれに当たります。  
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員 それでは、ここもちょっとまだ不明確な部分があるんですが、これは予算やら決算のときの委員会で、その辺は明らかにしていきたいと思い

ます。

次に、3番の業務委託について、質問をしていきたいと思います。

次に掲げる業務の民間委託に関わって、地方自治法や他の法規に抵触することなく、次のことについて執行ができていますのか伺います。

①から⑩まで委託事業を書かせてもろうとります。これは、令和3年から令和5年までに委託した業務委託であります。

これについて、まず(1)での質問になりますけど、設計の参考見積りがほとんどの業務で受託業者1者の見積書になっていますが、比較検討するのに、複数者での徴収が必要だと思います。問題はないのか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 結論としては、問題はありません。財務規則では、随意契約、これは競争入札によらない契約ですが、そのときには、なるべく2人以上の者から見積書を取ることというふうになっています。

なるべくというふうになっているのは、やむを得ないときには1者からの見積書でもよいということを意味しており、2人以上必須ということではありません。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員

○山本(数)議員 設計の参考見積りは財務規則に書いちゃいないんですが、今のは入札のときに取る見積りの話であって、設計書を作る参考の見積りを自分らの知識がないときには、参考見積書を取りますよね。それが1者で行われとるんじやが、それはええんかいうことを、自分らに知識がないから、2者も3者も取って、その中で自分なりの、設計担当者が考慮して数量単価を設計書としてやっていくように思うんですが、今の安芸高田市の場合は1者でええんじやと、こういうことかいうことを聞いたんです。先ほどののは、入札で1者でええんかいう話の中じゃろ思います。参考見積書を作るのに、1者でええんですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 やむを得ないときにはというふうに申し上げました。この場合、やむを得ないときというのは、ほかに実施が可能な事業者がない場合には、どうしても2者を無理に探すということは、それは難しいというところもあります。そのやむを得ない場合であれば、1名で1者でも仕方ないというふうに考えております。

○大 下 議 長 続いて答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 多分こっちのほうが、直接答えになるんだと思います。職員がわざわざ書いてくれていますので、安芸高田市財務規則見積書の徴収というと

ここで、第100条「契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」と書いてあるので、そのとおりです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 今、市長が答弁していただいたのは、業者選定のときの業者を決める時の話であって、私が言うのは、その業務の費用を積算するための設計者の見積りについて質問したんです。

はい、わかりました。1番、高下部長の返答で、市はそうしとるのかなというふうに理解します。

2番目、協力隊サポート業務の設計で、隊員活動費や指導費が1人、または一式になって積算されています。この隊員の活動費が1人幾ら、指導費が一式幾ら、いうふうになっとるんです。これの積算根拠が不明瞭となるんですが、詳細を示す必要があるのではないかというふうに思うんですが、そこは、どういう考えか教えてください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど言われた1人というふうになっているというのは、隊員活動費や指導費の部分の説明になるのかなというふうに思います。

まず、その一式で示している部分の業務の詳細な内容については、業務仕様書に示されています。業務仕様書に定めのない事項については、市との協議により定めるというふうにしておりますが、隊員活動費については、国が示す地域おこし協力隊募集受入れハンドブックに、隊員の活動旅費等の移動や研修に要する経費、活動などに必要な資格取得費、消耗品費など隊員の業務や生活環境整備に関わる経費というふうに記載があり、これを共通の基準として取り扱っています。

ですので、不明瞭という指摘には当たらないというふうに考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 今、不明瞭に当たらん言われたんですけど、ここの設計書を見ましたら、指導管理費一式76万円。地域協力隊活動費1人60万円、どこにも積算根拠はないんです。

これを業務委託して、検査調書を見て、この60万円に相当するかせんかという部分が、どうやって確認されたんだろうと。業務が、検査調書で適切であると検査調書になっとるんです。

どこにも詳細がない中で、どうやってこの金を確定されたんか、確認されたのか、協力隊の活動費です。今言われたように旅費がどうのこうの、そういうようなものは、検査調書の中には見当たらんかったと思うんですけど。

協力隊活動費、活動費は、これは令和4年の分ですが、1人1年目です

か、60万円、2年目の人は110万円、1人60万円、110万円、どんな活動をするんかというのは1つも書いてない。これは、どうやって、検査のときに確認されたんですか、詳細がないものをどうやって確認するんか、そこら教えてください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほどの活動費のところについては、今言われたのは……。

すみません、ちょっと聞かせていただきたいことがあります。活動費というふうに言われたのは、これは検査調書ですから、決算のときの内容を見て、おっしゃっているということによろしいでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

反問になると思いますので、ここは、答弁してください。

山本議員。

○山本(数)議員 検査調書で言うたんじゃないんです。仕様書で言うたんです。仕様書の中で活動費60万円とかいうふうに書いてあって、2年目は110万円と書いてある。設計書を見たら詳細があるんか思うたら、詳細は一式って書いてある。

検査する最後の業務委託の確認をするときに、この仕様書に詳しく書いてあるんなら、それで確認できると思う。逆に設計書の中に積算根拠が書いてあるんなら、この業務が正しく設計書どおりに執行されとったという確認ができると思うんですが、まるで丸めて書いてあるのに、どうやって検査したんかのいう、そこらはどうなっとるんかいうことをちょっとお伺いしよるんです。

今の検査調書じゃなくて、設計書の中で終わりをどう確認されるのかいうことを聞かせていただきます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

反問いいですか、それで。

以上で、反問を終了し、議員の質問に戻ります。

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 設計書の中にどう書いてあるかということについては、先ほど活動費については、地域おこし協力隊の募集受入れハンドブックの中に、共通認識としてできるものがあるので、それで確認をしているというふうに申し上げたところです。

それから、指導費につきましては、これは仕様書のところで、それと分かるようになっていっていると思うんですが、4の委託内容のところ、地域おこし協力隊員の活動支援、指導及びそれに伴う事務処理というふうな記述がありまして、そこに、会議等への参加、面談の実施というふうなことが括弧づけで書いてあります。

先ほど、最初の質問のときに問われた、どのような指導監督を行っているかというふうなところが、ここにまさに当てはまるものですので、

この仕様書に基づいて、適切にやっていただいているというふうに考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 あんまり納得できるような答弁でないんですけど、これで時間取っても、次のことが言われんようになりますんで、3番のところの質問を行いたいと思います。

全業務が、1から10までの業務が、いち同一受託業者による随意契約になっています。

先ほど市長も答弁されましたが、財務規則第100条において、なるべく2人以上の者からとありますが、1者の見積りで決定されているが、財務規則に反しないのか、再度伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど御説明したとおり、やむを得ないときは1者からの見積りでよいということを意味しており、2人以上が必須ということではありません。

一般的に新しい事業を始める際には、その事業を実施できると判断できるものが1者しかいないということはある得ということについて、御理解はいただけるんじゃないかと思います。

財務規則になるべく2人以上の者からと規定してあるのは、このような場合にも対応するためと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 考え方の相違になる可能性が高いんで、この3番は、終わっていきたいと思います。

4番に移っていきたいんですが、③定住PRパンフ改訂・版印刷業務、⑥HP掲載コンテンツ制作業務、⑦入城500年記念デザイン業務、⑨スマートフォン教室開催支援事業、この業務は、受託業者より、より専門性を持った業者がほかにもいると思いますが、なぜ、1者による随意契約になったのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 ③の定住パンフレットの業務につきましては、その前の年である2020年度に作成したパンフレットを改版増刷するもので、この事業者が作成当時のデータを所有しているためです。

⑥のホームページコンテンツの業務については、広島県と連携して行う広島里山ウエーブという、移住・定住推進事業関連のホームページ記事を作成するもので、前年度からこの事業の地域コーディネーターをこの事業者の代表が務めるなど、関係する記事の作成に最適の事業者であるためです。

⑦の入城500年記念デザイン業務については、入札参加者名簿のうち、広報・企画・制作、その他デザインなどに該当し、市内に本拠地のあるものとして検索した結果、1者のみが該当したものです。

⑨のスマートフォン教室の業務については、市内事業者で、過去に実施実績のある2者による選考を考えていましたが、そのうち1者が、入札参加資格の届出を出されていなかったため、残る1者と随意契約を締結したものです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 6番、7番は、業者名を言うてもいいんですか。今のうちの安芸高田市の広報を書きよる業者がおられますよね。この業者の方は、広報を書く中で、安芸高田市の取材に歩かれながら、記事にされと思うんです。

この安芸高田市の広報を書かれとる業者は、対象になると思うんですが、なぜそれを外されたのか。

スマートフォン教室は、届出がなかったら、やられれば届けられませんかいうことは言えるのでしょうか。

以上、お伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 私のほうからは、6番と9番のところについて、お答えをいたします。

6番のホームページコンテンツ、広島里山ウェブの関係の内容ですけれども、やはりこれは、この事業について関わる記事を書くというところで、もう既に持っているデータなども多くございました。ですので、明らかに、今委託している事業者のほうが安く価格も抑えられますし、実施が容易にできるということで判断をして、この会社というふうにしております。

9番のスマートフォン教室のところについては、入札参加資格を届出を出されていなかった。その入札の契約をするタイミングと、入札参加資格者名簿というのも、随時出せるというものではなくて、年に何回か提出できる期間というのが決まっております。その判明した時点で、その次の受付時期というのが、その契約をしなければいけない時期よりも後でしたので、やむなくここは1者だけというふうになりました。

以上です。

○大 下 議 長 続いて、答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 ⑦番について、お答えします。

入札参加資格者名簿のうち、役務の提供、広報企画制作、その他デザインの搭載業者で、安芸高田市内に本拠地があるに条件を絞って、選定をした結果、1者が該当しております。

以上です。

- 大 下 議 長      以上で、答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員      問いの3番、4番を通じて、これは業者の指名に関わる問題なんですが、安芸高田市には、指名業者選定委員会というのがあります。その委員長は、副市長がなされておるというふうに思います。  
そこで、副市長に委員長としてお伺いしますが、この業務の発注について、委員会内で異論は出なかったんでしょうか。
- 大 下 議 長      答弁を求めます。  
米村副市長。
- 米村副市長      委員会では、随契理由を複数の委員で精査し、この内容で間違いないと、適正であるとして、異論はございませんでした。
- 大 下 議 長      答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員      それでは、4番までを済みまして、5番に移っていききたいと思います。  
普通、予定価格より落札額が下回るのは、通常であると思います。  
全ての業務で、設計のための参考見積額、設計額、予定価格、落札価格、契約額が全て一致しているのは、偶然にしてはあまりにもおかしいと思います。  
参考見積りを徴収していない業務についても、設計額から落札額までの金額が同じというのは疑問を持ちます。1から10の業務について、この同額ということについての疑問に対する説明をお願いいたします。
- 大 下 議 長      答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長      先ほども御説明したとおり、特に新規事業を始める場合には、実施可能な事業者が1者しかないというケースがあります。また、その場合は、予定価格と落札額が一致することはあり得ます。  
議員の言われる予定価格より落札額が下回るのが通常というのは、2者以上の競争があった場合のみ成り立つということと考えています。
- 大 下 議 長      以上、答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員      今の答弁は、当たり前だというふうに言われたように思うんですが、それでいいですか。
- 大 下 議 長      答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石 丸 市 長      至極当たり前の話です。
- 大 下 議 長      答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本(数)議員      当たり前ということなんで、6番へいきます。  
掲載した1から10の業務は、委託による協力隊員受入れ態勢を取るために、行政が絡んで組織した経緯があります。  
業務委託の発注に疑義を生じることになっているのではないかと。この

まま引き続き、このような形態を続けることは、入札談合、すみません、ここ字の訂正をお願いしたいんですが、「入札談合透析」と書いてあるんですが、「入札談合等関与行為」というふうに訂正、「等関与」というふうに訂正していただきたいんですが、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条に抵触する疑いを持つことになります。

よって、今1から5まで質問させていただきましたが、今回の発注形態を、今後、取りやめるか、改善を図るか、ということにならないか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

(「反問です」との声あり)

○大 下 議 長 石丸市長、今ので説明が分かりませんか。

○石 丸 市 長 はい。不明な点が多いので反問します。

○大 下 議 長 ただいま市長から、反問権の申出がありましたので、許可をいたします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 2つほどお伺いします。

順に行きます。

まず1つ目、行政が絡んで組織化した経緯とおっしゃっていたんですが、それは何のことでしょうか。何を指すんでしょうか。恐らく聞いている方、ほぼ全員が意味不明だったと思います。具体的をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

山本議員。

○山本(数)議員 行政が絡んで組織化ということについての質問なんですが、今の設立当時のその受託事業者の方が、書き物にして提出されておるものがあるんですが、前副市長からこういった会社を作ってやったらどうかと言われたけ、そういうふうな会社を作ることにしたんじゃないかというような、ある団体への回答をされとる。

それを読んで、行政が絡んだんじゃないかというふうに思ったんですが、今の副市長じゃなくて、前の副市長になられる前に、そんな話があったらしいんですけど、そこを指しとるんです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

続いて反問ですか。

石丸市長。

○石 丸 市 長 では、業務委託の発注に疑義を生じることになっているなどと言われたんですが、どのような疑義なんでしょうか。何が問題だと主張されるのか、具体的に明確に御指摘ください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

山本委員。

○山本(数)議員 業務の設計書を作る参考見積書をその受託業者から取っとるんです。

その受託業者の示した数字を持って、市の設計としとる。で、指名委員会にかけたら、この会社しかおらんのだと。他に入札でやるより、こっちのほうがええんじゃというような理由で、その業者を指名している。

でも、もちろん市長は、設計金額を値引いたり、そういうことはいけんことを総務省は言うておりますよね。ですから、市長は、そのまんま設計額の予定価格にしていける。で、実際に入札の見積りを取ったら、設計額イコール入札のための予定価格がイコールなんですから、見積り業者は、その価格を出してきたら落札という。最初で、結果的にはその業者と契約ということになつとる。1つも競争性がない。

で、最初から価格がその業者に筒抜けじゃないかということをして…  
（「発言するものあり」）

○山本(数)議員 いやいや、市長、ちょっと答弁聞きなさいよ。

（「反問して、余計分からなくなっちゃう」との声あり）

○山本(数)議員 いやいや、反問じゃけん、具体的に、小学校4年生でも分かるように説明しよる。

ええですか。要するに、設計をするための見積書は、受託業者から取って、その受託業者が出した額が、全てに行政文書の中で同じ額でいっとなる。最後は、それでもって契約されとる。これは、どう見ても競争性に欠けとる。そこに疑義がある言いよるんです。どうなんですか。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

反問終わっていいですか。

以上で、反問を終了し、議員の質問に戻ります。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず2つ反問がありましたので、それを踏まえていきます。

まず1点目の行政が絡んで組織化した経緯というものは、単に、前の竹本副市長が、協力隊員事業者の方に、法人化したらどうかという助言をただけというふうに伺っています。

この行政が絡んで組織化した経緯などと、よく分からん誇大な表現は控えたほうがいいと思います。この表現自体が疑わしいです。

単に、当時の副市長が、この先を見据えて、事業を法人化したらどうかと言っただけです。こんな行政が絡んで組織化したというほどのものではありません。まず1点目。

そして、2つ目、疑義を生じることになってる云々言われるんですが、一切ないというのが、これまでの答弁で明らかになっています。

ですので、この順番に言えば、(6)ですか、その問いに対しても、抵触する疑いはありません。よって、取りやめになることにもなりません。当たり前の結論です。

そして、これらの形態については、私が市長になる前から、そして、本件に限らず、いろいろなところで発生しています。随意契約、随契と呼ぶんですけども、本当は、入札で決められたほうがいいんです。これ

また、当たり前の話です。そこに市場原理が生まれるから、競争があるから、より質が高いもの、そして、費用が抑えられるものが選ばれるんです。

そうなればの仮定の話です。そうならない現実があるから、随契を今回の例で言えば、適用されている。それにすぎません。

部長のほうからも話がありましたが、随契にせざるを得ないんです、田舎のほうは。事業者が少ないんですから。供給力が不足しているんです。これが田舎の大きな課題なんです。行政になじみがない方は、分からないと思うんですが、市として事業を推進するに当たって、民間の活力を、言うのは簡単なんです。実現するのが難しいんです。

しかし、何とかこれまで、今御質問にあった件に関しては、安芸高田市、非常にうまくやってきているというふうに評価をします。

それは、私が市長に就任する以前からの話です。ほかの自治体に対しても、手本になるような、非常にいい形で続いておりますので、当然これから、適宜見直しは必要あれば行いますが、あえて改めて、このよく分からん疑いによって止めるなどということはありません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 今、市長が、適宜見直しを考えると、こういうふうに言われたんで、疑義が持たれるような部分は適宜改善されるように、市長の答弁に期待していききたいと、このように思います。

この制度は、総務省から交付税が下りるようになってますが、それは実施年度に下りるのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 何人雇用しているかということの調査がまいって、その年に交付される金額の中に入っているというふうに捉えています。ですので、実施年度に交付されます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 今の地域おこし協力隊推進要綱、これ総務省が出しとる分だろうと思いますけど、この要綱の中に、実施した後、適法であれば交付するというような表現になつとる。ですから、本年度、当該年度を実施して、それを見て当該年度に交付金が出るというふうには取れんのですが、翌年度になるのかなと思ったんですが、当該年度の実施状況を見て、当該年度に交付金の下りると、こういうことでもいいんですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 当該年度に入るということで間違いないと考えています。

と言いますのも、特別交付税というのは、ほかの協力隊分が幾ら、この分が幾らというふうに別々に入るわけではなくて、ほかの災害で大変

だった地域には出たりとか、様々な要因で金額が確定されます。ですので、その中に入っているかどうかということを確認できるものではありません。

人数についての確認があること、活動実態についての確認があることについては承知をしております。適法かどうかというところについては、後に調査、財務調査です。税務調査か、そういう国が定期的に行う調査がありますので、そこで、もし仮に問題があれば、そこで精査されるということもあるというふうに考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 じゃあ、今の私が質問した地域おこし協力隊の業務の中で、受託業者からの見積り徴収で、それに伴う設計で予定価格で随意契約の1者の見積り入札、で、最後その設計を出した業者との契約という流れが、総務省が認めるんかいうところがちょっとあるんですけど、じゃあ、今まで認めてきたというふうに理解していいんですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そのとおりです。全く問題がありません。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 最後、質問しますけど、総務省の交付要綱には、総務省はその取組実績を事後的に調査の上、財政上の措置を講じるものであるという、事後的にいうのがついとるんですけど、単年度でその事業が正しいかどうか、要綱に沿うとるかどうかというのは、いつの時期になるんでしょうか。3月にやらにゃあいけん思いますけど、これを読んだら、次年度以降かなというふうに思うんですが、単年度じゃ言われましたよね、交付税措置をしてもらおうと。ここの要綱ではそういうふうに書いてあるんですが、この単年度でできるんかどうかいうところを説明お願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 毎年何人、安芸高田市には地域おこし協力隊がいるかという人数の確認と、どのような活動をしているかということについて、特別交付税の算定根拠についての調査があります。

ですので、その都度入っているというふうに捉えております。実際に、いつどのタイミングで入ったかということについては、国にしか分からないと思います。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本(数)議員 これも、はっきりと理解できる部分までの回答ではなかったというふ

うに理解します。以降は、予算委員会、決算委員会で、より詳しく質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、山本議員の質問を終わります。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

11番 熊高議員。

○熊 高 議 員 11番、熊高昌三です。

本日は、2点について通告をさせていただいております。

まず1番、地域交通についてということでお伺いしたいと思います。

簡潔に書いてありますので、いろいろ答弁によっては広げていきたいという思いで、こんなふうに書いてありますので、御理解をいただいた上で、御答弁いただければというふうに思っております。

まず、コンパクトシティ化を考えた地域交通の将来的方向性についてをお伺いします。

まず、(1)として、ライドシェアの可能性についてということで、お伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まずは、抽象的な質問に対して、ばくっとお答えするところから始めていきたいと思っております。

この質問であれば、部長に任せるべきところですが、時間が惜しいのでここでお答えします。

安芸高田のような過疎地域において、ライドシェアは有用だろうと考えています。ゆえに、これまで国交省の大臣政務官や担当課長へ、要望や意見交換を行っています。また、ライドシェア導入を積極的に検討する自治体で組織してある自治体ライドシェア研究会への入会手続を現在進めているところです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 今、市長がおっしゃったように、国のほうの動きも加速しつつあるという状況です。政府のデジタル行財政改革会議で、2023年12月20日、ライドシェアなどの規制緩和の中間取りまとめを公表はされております。

そういった中で、今年の4月から、新たなそういったタクシーが不足する地域、そういったところに、ライドシェアの可能性を探るという、そういう状況になっております。

安芸高田でも、川根とか美土里町の智教寺、そういったところで、地域交通を担っていただいておりますけども、それさえも、今後の状況というのは、そういった運行する地域の皆さん、そういったところの限界が来ていると思うんです。そういった形で、このライドシェアがすぐ該当するとは、私も思いませんが、とりあえず、今市長おっしゃったように、国等の関係で話をされてきたということですが、まず、安芸高田市の地域で、そういった実証実験をするというふうなお考えはありませんか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 実証実験ができるのであれば、早くしたいというふうに考えます。

ただ、今お話があったとおり、この4月から限定的にライドシェアが、それこそ実験が始まります。実験されます。今のところ、タクシー事業者、業界が主導する形で認めていくという論調なので、相当に時間がやはりかかるんだろうなと。そして、なかなか解禁されないんじゃないかなという懸念は持っています。ただ、できる段が来れば、状況がそろえば、早速取り組むべきだという考えです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 安芸高田市は、当然人口5万人以下の小さな市ですから、その辺が可能性としたら大きいのかなということで見えておりましたが、大都市のほうが、むしろライドシェアの需要を求めるという形が多く、それぞれの首長も、大きなまちそのものが、そういったことに移行するということですが、これは、インターネットの時代なので、そういった利便性ということも含め、あるいは、さっき市長がおっしゃったようにタクシー業界そのものも運転者が不足する。あるいは、今通常の運転資格さえも80歳以上は、もう免許返納してくださいというような時代になってきておりますが、タクシーの運転手さんは、むしろ80歳を超えても運転手をされているというような現状もあるんで、そういったところから大都市圏もあるんだろうなと思います。

ただ、安芸高田市のような中山間地域で、それが可能になるかというのは、ライドシェアそのものも、逆に、さっき市長がおっしゃったように、タクシー事業者と連携しないと逆にできんのかなというふうに、私は見ておりますけども、その辺を市長はどんなふうに見込みをされているのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 業界の思惑というのは、何とも読み難いんですけども、私の受け取る印象としては、やはりこの、そうは言っても、運転手の課題はあるにしても、業界の抵抗というのは、相当に強いんじゃないかなと見ています。

だから、タクシー業界主導の解禁論にしかになっていない。

で、その結果、大都市、事業者が集中していますので、そこでの議論が先行しているという状況だと見ています。が、実態としては、うちのような過疎地域のほうが、公共交通が弱体化していますので、早期な導入が求められるというふうには思っています。なので、ギャップです。その乖離が、今後、国の議論でどう進んでいくのか、埋められていくのかというところを注視するしかないかなという見立てです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 まさにそのところが、非常に今後の展開として難しいということになろうと思いますが、むしろそうであれば、事業者主導型の仕組みを作っていくという形のほうが、おっしゃるように早く具体ができるのかなというふうに思っています。

現在、先ほど申し上げた川根とか智教寺、ここらは、地域振興会が主体的にやっけていただいておりますんで、一般的な視点で言えば、NPOとか、そういったものが主体になっていくというのが、ライドシェアの一部の考え方ですが、日本で言えば、日本というか、これからの展開とすれば、事業者協力型と言うんですかね、そういったことが見込まれるのではないかということですが、そういった観点で、タクシー業界との接点というのはまだ持たれていないという状況ですか、お伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 個別に業者にこういう話はしていません。ただ、御承知だと思うんですけども、うちの公共交通のかなりの部分が、業者と連携してやっていますので、当然、問題意識は共有をしています。

日本は、必然的に業者主導になるのかなと、なっている。これからなっていくのかなと思うんですが、そもそも、例えば、アメリカUberであれば、本当に個人事業主なんです。街の人が自分の車で人を乗せて運んでいると、白タクですが、その状況で、そっちのほうが、利便性は高いんだという。これは、印象、感想を持っています。非常に便利でした。なので、この業者とも、もちろん相談はしていくべきなんです、うちのような地域に限って言えば、業者主導というよりも、地域ベースの地域に根差した形のほうが、効率的で効果的なんじゃないかなと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 確かに、Uber社が、京丹後市のほうに入って16人ぐらいのスタッフでやっているということが、2016年ですから、もう8年ぐらい前ですか、これから始まっておりますが、タクシー等も広島の方でもUberとかそういった形で、タクシーを呼ぶというの、もう若い人を中心にかなり進んでいますんで、そういった意味では、都会の方の方が先行する

のかなというもうなずけるところがありますけども、やはり、私たちが、この安芸高田市で考える場合は、利用者の視点でやはり考えるべきだろうというふうに思うんです。

私たちが、議会の地域懇談会でお話が出るのは、やはり土日、そういったときに、例えばNPOが運営するそういう運行事業、そういったものがなかったりすることが多いんで、その土日の出入りがしたいということで、いろいろ御意見もたくさんありました。

それを解決するには、やはりこういった仕組みが必要なんかなという思いがするんで、ここらは素早く、国とも協議をされているということなんで、まずは実証実験、例えば、美土里の智教寺とか、川根とか、先行してやっておるところ、ここらと連携すれば一番早く流れができるのかなという気がしますが、その辺を取り組むという方向性というのは、今のところ、市長はどのように見込みをされておるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 冒頭の答弁で、ライドシェア導入を積極的に検討する自治体で組織する研究会に入るとお伝えしたとおりです。法整備を踏まえながら、可能な限り早く導入をしていきたいと考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 地域交通については、あと2つほどありますが、ライドシェアとも当然関連も出てくるんで、後ほどの議論の中に含まれてくる場合もあると思いますが、それはそのときに、また重ねて、関係性をお伺いしたいというふうに思います。

(2)番に入ります。

中山間地域にあったカーシェアリング制度は、利便性を生まないかお伺いしたいというふうに思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 中山間地において、カーシェアリングということでいきますと、その効果は限定的ではないかなというふうに認識しております。

例えば、特殊な車種、軽トラックなどのような、そういう地域での作業には必要だけれども、ふだんは使わないというような車種の場合は、一定の需要はあると思います。

しかし、これは交通手段としての利用ではありません。交通手段として考えた場合は、車両の保管場所が遠ければ、そこまでの移動手段を確保する必要があります。ですので、結果として、近隣の方しか利用できないことから、効果は限定的というふうに捉えています。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 高下部長がおっしゃるような形になるんだろうと、私もカーシェアリングを考えた場合に思ったんですが、特におっしゃったように、軽トラなんかも、各家に1台ずつあるというのが実態ですから、高齢化が進んで、その軽トラさへの運転も難しくなってくるということもありますけども、そんなに使わない軽トラをずっと置いとくというよりか、軽トラックをカーシェアリングして、さっき高下部長がおっしゃったように、そこまで行くのにどうするかということもあるんで、これは仕組みを作っていけば、何とかなるんだと思うんです。

それこそ、ライドシェアでそこまで行くとか、確かにいろんな組合せが必要かなとは思いますが。でも、そこら辺を紐解いていくことによって、新しい道筋が生まれてくるのかなという思いがしてますんで、そこらは、今後の研究、だから、ライドシェア、あるいは、カーシェアリング、総合的に含めていくという考えでないと、中山間地域にはなかなか向いたものがないのかなという気がしますんで、そういったところは、やりながら今後の課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、そこにも関連するんですが、(3)番に入りたいと思います。

高齢者の地域限定免許証の発行を考えてはどうかと言われる人がおりました。その推進を国に提言したらどうかというふうに提案をしたんですが、私、少し勘違いをしておった部分もあるんで、多少訂正をしながら、改めてお伺いしたいというのがありますが、それ、議長お許しいただきますか。

○大 下 議 長 内容はどういうことでしょうか。

○熊 高 議 員 言ってもよろしいですか。

○大 下 議 長 はい。

○熊 高 議 員 地域限定免許証というのが、私が、警視庁のOBの方と話をする中で、交通関係のことなんで、こういったものがあればいいねという話があって、もう既に動いてるのかなと思って聞いたんですけども、例えば、70歳、75歳以上の皆さんが、安芸高田市なら安芸高田市、もっと限定的に言えば、高宮町以外だけを運転できる、しかも、日の出から日没までとか、そういった地域とか条件を限定してできる可能性があるというような話をしてたんです。

でも、これは、まだちょっとそこまで行くには時間がかかるということで、もっといい方法はないのかということで調べたのが、サポートカーの限定免許証というのが、2022年5月から始まっております、そのサポートカー限定免許証のほうが、高齢者の皆さん、ある程度利便性もいいのかな、安全性も含めて、いいのかなということを考えましたんで、地域限定免許証と質問しましたが、サポートカー限定免許証というのは、これ既に動いている制度ですから、この辺についての質問が違う形で出しておりますので、答弁ができればしていただきたいと思います、今

後の検討課題という形には、私はなろうと思って提案をしておりますので、その辺について、急遽の質問なんで、そこら辺がお答えできれば、お願いしたいということで、どうでしょうか。

○大 下 議 長     ただいまの熊高議員の質問の中の地域限定免許証の発行というところが、サポート限定の免許証ということで、すり替えるということによってよろしいですか。

○熊 高 議 員     はい。

○大 下 議 長     答弁をお願いいたします。

石丸市長。

○石 丸 市 長     すり替えるというか、せっかく発言されたので、私も用意してたので、少し御紹介します。

個人的に、昔、免許証について調べたことがあります。探求学習ではないんですが、仕事の一環で、各国の免許制度を調べると、実に様々な形態があります。その中に、この限定ですね、地域だったり、おっしゃるとおり、運転できる時間帯、日没までとかというのがありました。

ただ、もうちょっと調べて今回見ましたところ、もう学術的に、1つ見解が出てました。御紹介すると、ヨーロッパで2つ、アメリカで1つ報告書が出てますと。

1つ目、EUなんですけども、その中では、多くの国で、運転免許施策が根拠に基づいておらず、事故率の低下にも寄与していないため、より根拠に基づく施策が求められていると。これ1つ目です。

2つ目、これもEUです。年齢に基づく義務的なスクリーニング、制限は、一般的に安全に正のプラスの影響を与えるものではないことが示されており、むしろ、負の影響があるという研究結果も複数見られるというまとめです。

3つ目、これはアメリカです。社会的にも、これちょっとニュアンスが違います。社会的にも対象者にも、大きなコストが生じる一方、やっぱりちょっと問題とは言ってます。一方で、安全に関しては、むしろ、負の効果をもたらす可能性もあると指摘し、これは、まあそうですね。なんですが、年齢に基づく義務的な検査に加えて、リスクのある運転者に関する情報提供に基づく重層的な検査のためのより戦略的なアプローチを取ることが、危険な運転者を特定する最良の方法であると述べています。これ最後長くて分かりにくいんですが、かなり限定して対象を運用すれば、一定の効果がなくはないというのが、この3つ目です。

ただ、総じて、やはりこの高齢者の地域限定免許証というのは、今のところ、その根拠がないというのが結論だと、世界各国の結論だというふうに捉えています。なので、時間がかかるというか、難しいというお話になったんだという認識です。

で、変わって出てきたサポカーなんですけども、後で危機管理監のほうから個別に補足があればしてもらうんですが、市の方針としてお伝えしておく、2年前から、既にこのサポカーを重視して、施策を展開し

ています。場所は高宮町で、グッドドライバー・レッスンというものを開催してきました。次も5月18日に行います。これは、市民に限りません。市外県外の方でも参加いただけるものなのですが、そこで、より安全に楽しく運転をしてもらうという趣旨で、イベントを開催します。

その中では、これまでも展開しているんですが、サポカーの体験、案内ですね、これらを行っていますので、市としては、これまで、もう既に力を入れていますが、これからは、もうそれこそ法制度の整備と併せて、このサポカーを推進していくべきだというふうに考えています。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

続いて、答弁がありますので、発言を許します。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監      サポカー限定免許のことについて、少し補足をしたいと思っています。  
70歳以上の運転者の方が、自ら申請をすれば、サポカー機能の付いた限定の車が運転できるという免許になっております。

今、熊高議員が御提案をされましたけれども、年齢とともに、身体の機能、能力という部分は、一般的には衰えてきます。今、社会で高齢者の運転事故が非常に問題視されている中、このようなサポカー限定の免許を自らが律して申請し、取得をしていくということは、非常に素晴らしいことだというふうに思っています。

そういう意味で、この考えを議員の皆様が、地域の皆様に対して、市民の皆様に対して、普及をしていくことが何よりも重要だろうというふうに思っております。

また、今、石丸市長が御答弁申し上げましたが、本市においては、長く、いつまでも、この中山間地域において、生活の質を落とすことなく運転を続けていく、そのために、体験型の運転技術を維持していくための施策、グッドドライバー・レッスンを展開しております。

先ほどと繰り返しになりますが、5月18日に実施をしますので、市民の皆様、また並びに、今日傍聴に来てくださっている皆様方、また、インターネットで県外から見てくださっている皆様方の参加を心よりお待ちしております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員      市長が答弁してくださったんで、そのままの言葉でよかったかなと、今、サポートカーにする必要なかったかなと思いましたが、そこまで展開を頂いたんで、ただ、地域限定というのは、実証実験もされたということなんで、かなり難しいというのは分かりますが、今、管理監も答えていただいたように、サポートカーのほうが、むしろ、本当にこれからの時代いいのかなと。どんどん車自体も進化してますんで、そういった形であれば、かなり安全性が高まっていくのかなと。

グッドドライバー・レッスンですかね、これ、私も1回目にちょうど

参加して、レース場で走れますから、面白いと言ったら語弊があるんですけども、安全運転とともに、車のドライブを楽しむという、そういった取組だったんで。今年で3回目ですか、2年目は行ってなかったんですが、本当に面白いんで、松崎管理監は、この場を通じて全国に今発信されましたんで、殺到されたらどうするのかなと思って、逆に心配してまんですけども、そういった形で、皆さんが認識を一にしていけるということで広まれば、なおいいなと思います。

で、もっと付け加えて言えば、管理監もおっしゃったように、生活の質を落とさずに、年を取っていくということが大事なんです。私も70歳を迎えて、車はまだ安全にしっかり走っておりますけども、時々、えっというようなこともありますので、やはり自分自身が、どう安全にするかということですが、幸い私の中古の車だったんですが、近づいたらピリッと鳴ったり、本当にブレーキを急に踏んで、追突しないようにするというような装置が付いてたんで、これがサポートカーなんかと思って、非常にびっくりしまして、その内容を読まずに乗ってたもんですから、何で急に止まったのかなと思ったら、音とともに止まるということなので、それを、やはり費用もかかりますから、多少は装備がするとですね、そこらをどんなふうにするかということも含めて、各メーカー、各社、軽から全てあるようですから、そこらを認識をしてもらうということで、市として、免許返納を推進するというのは、安全性の面からしているんですけども、やはり、車がないために出ることができない。

そして、引っ込みということは適切じゃないわけなんですけど、家から出られないから人との接触がなくなって、健康的に少し弱くなってくるというようなことになってるんで、いい循環を作るためには、このサポートカーというのは、非常に大事なツールになってくるのかなという気がしますんで、これは、ぜひ早く進めていただきたい。特に国との関係も含めて、それこそ特区でやっておるところも、あるかないんか分かりませんが、そういった形ででも、これは、私たちの安芸高田市、高齢化がこれだけ進めば、これは必要なツールだと思いますんで、これを強力に推進されるおつもりがあるかないか、改めて伺いたいと思います。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      サポカー全般に対しては、先ほどグッドドライバー・レッスンのくだりで申し上げたとおりです。市としては、最大限、支援を応援をしてきました。これからもしていきます。

ただ、強力に推進するとなったときに、一番効果があるのは補助金なんです。が、市の財政状況、財政規模で、その実現はかなり厳しいというふうに感じます。なので、ここはやはり、国が本気でやるならば、主導してほしいなと思っています。

例えば、2008・9年、リーマン・ショックの後、政府が景気対策とし

て、大々的に打ち出したのが、エコカー補助金でした。当時、2008・9年のとき、あれは景気対策として非常に有用、有効なんですけども、同時に、今のこの自然環境保護、地球温暖化への対処、これも進められるということで、政策として非常にすぐれているものです。なので、このサポカー補助も、今の日本、そして、これからを見据えた際には、とても効果が高いと思いますので、ぜひ国に進めていただきたいと考えている次第です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊 高 議 員 1番は、一応終わりたいと思いますが。

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。  
ここで、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、午前中、議長の私が、高下企画部長に反問権を認めますと言いましたけど、部長には反問権がありませんので、これを訂正いたします。

続いて、通告がありますので、続きを質問をお願いいたします。

11番 熊高議員。

○熊 高 議 員 午前中に続いて、よろしくお願いします。

2番に行きたいところなんですけど、1番で少し確認したいことが、1点ほど残っておりまして、よろしいでしょうか、議長さん。

○大 下 議 長 1番は終わったと聞いたから、そこで休憩したんですよ。

○熊 高 議 員 だから1点だけ、焦って終わりましたんで、すみません。

○大 下 議 長 こっちは焦りませんから。

○熊 高 議 員 1点だけよろしいでしょうか。

○大 下 議 長 あくまで2番に行ってください。

○熊 高 議 員 分かりました。

それでは、議長命令なんで、2番の未来への投資についてということで、お伺いしたいと思います。

まず、財政健全化と未来への投資についてということで、1番として、財政健全化と未来への投資バランスの理想的な形を具体的にどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 反問で聞くことも考えたんですが、バランスという意味がよく分かりませんでした。なので、それを除いたというか、それを越えたところでの話を一応しておきたいと思います。

まず、これはもしかすると、そのように解釈されている、誤解、勘違いされてる方がいるのかもしれないんですが、未来への投資というのは、未来の人たちのためだけの話ではありません。未来への投資というのは、自治体の存続に不可欠です。

ちょっと考えれば分かる話なんですが、現状維持を優先するうちに未来はありません。そんなまち、人がどんどん出ていきます。そして、帰ってきません。だからこのまち、こんなに弱体化してます。だからこそです。未来への投資が、何よりも大事です。バランスというか、それを可能に楽しめるのが、財政の健全性だという認識をしています。未来への投資をするためには、財政の余力が必要となってきます。

従って、今後も不断の努力として、財政の健全化、これに取り組み続ける必要があるとの考えです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 市長が受け止めていただいたイメージと同じような私も質問をしたつもりです。今、おっしゃったように、財政健全化があって、収支のバランスというのは取れるんだろうというのをここ3年間見てきて、私も強く感じております。

その中で、未来の投資がどれだけこの状態でできていくのか、ある意味、収支のバランスを取っていきながら、未来の投資がどこまでできるのかなというのが、私にはちょっと描きにくいところがあったんで、それは、市長の頭の中にあるんだろうなという思いで、市長が、その財政改革をして、収支のバランスを取りながら、あるいは、収入を増やしていくという努力も随分されておりますので、その辺がどんなふうにしていけば、未来の投資が理想どおりできるのか、そういう意味で、どの辺が収支バランスという形で現状でもいいですけども、現状が今どのくらいの位置づけにあるのかなというイメージが、市長はどのように思っておられるかというのを、改めてもう一度お聞きしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 何となく分からんではない御質問だったんですが、分かる範囲でお答えすると、端的に言えば、経常収支比率が100を超えない、当たり前の話ですが、この当たり前のことが、意外に難しい時代になってきています。これは、このまちに限らずですが、多くの自治体で経常収支比率は上昇傾向にあります。なので、それにまず歯止めをかけ、ちょっとでも下げる努力をこの2年、3年で行ってきました。何とか歯止めが効いています。

その中で、生まれたわずかな裁量、経常収支比率で言えば、1ポイントあるかないかの余力、そこから捻出して、これまでもお話してきた次世代への投資、未来への投資、教育分野の充実、その辺りに注力してきました。

どこまでそれを具体的に言うか迷ったんですが、例えば、財政切り詰めとなったら、手っ取り早く教育分野が切られます。未来への投資の最たる例なんですけども、大人がそこにいないからです。

先生、教職員はいらっしゃいますが、その発言力はかなり限定的です。保護者は、外から見ているだけです。実際の学校現場がどのようになっているか、なかなか認識されません。議員の方、昨日、くしくも田邊議員がいろいろと見て回ってくださったという話がありましたが、これまでそんな話あったでしょうか。

大人の近しい近所の話を聞いて回って、ここに来て質問をするというのはあったかもしれませんが、本当に市民の代表として、市民の声を拾い上げてきたというのは、あまり多くないように感じます。

その意味で、これまでにないがしろにされてきた、そのような本当は一番大事なところ、そこへの投資をこれまでもやってきましたし、これからもやっていくべきだと考えています。

ちょっとうまく質問にお答えできてないかもしれませんが、一旦ここでお返しします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 ざっくりとした質問なんで、お答えにくいというのは承知の上でお話していますんで、その上で言いますと、経常収支比率も含めて、支出を切り詰めていくということもあるんですが、歳入をどうやって増やしていくかということも含めて、今後の課題でもあらうと思います。

それに、石丸市長、観光振興といいますか、関係人口というものを増やす中で、そういった経済的な効果を促していくということですが、それがどのくらいまでできるというふうに予想されておるのかなという、これもざっくりとした質問なんですが、市長が、これまで3年間やってこられて、神楽、サッカー、そして、もう一つなんだったですかね、毛利元就公の、この3つでかなり関係人口増えていったというのもありますし、Y o u T u b e の関係で、そういった費用も入ってくるということですが、これが、どのくらいまで伸ばせるのかなと。その収入の部分のを、どれくらい伸ばして、財政改革は当然、建物も含めて30%削減というのを、目標をきちっとやっていこうということですけども、その収支バランスを含めて、どんなふうに市長がイメージされておるのかというところが、現状で分かれば、イメージを伝えていただければなという思いです。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 収入を、歳入をできるだけ増やしたいというのは、もちろんそうなんですけども、今おっしゃったような歳入を増やす手だて、ほぼないという理解が正しいと思います。安全だと思います。これからの日本において、歳入を増やすなんていうのは、おいそれできるわけがありません。

現実的に無理です。はっきり断言しておきます。

たまたま、今、我が市においては、Y o u T u b e の広告収入等で、ふるさと納税もあり、かなり臨時的な収入があります。ふるさと納税で言えば、今年度1億、2億円以上上振れました。この前、補正予算を組んだところですが、Y o u T u b e 関連の収入で、月200万円程入ってきてます。この1、3のところまで読んで、900万円ほど保守的に見積もって歳入計上しますが、来年度予算においては、通年では読んでいません。一旦市長の任期までで計算を止めています。それぐらい先のことは分かりません。いつまでもあると思わないほうが賢明です。

そうした上で、やはり問題なのは歳出です。ここをいかに情勢に合わせていくか、それしかありません。端的に言えば、これから少子高齢化まだ進みます。人口そのものは減るんですけども、少子高齢化が進む、つまり高齢者の割合が高くなっていくんです。今現時点で、高齢化比率4割40%を超えていますが、まだ高くなっていきます。

そうしたときに、高齢者を対象とした事業、ここの総額にキャップをはめる必要があります。でなければ、無尽蔵とは言いませんが、まだまだ増えていきます。なのでです。この数年で、予算編成をする際に、その点を留意しました。何かと言えば、これまで使っていたお金を上限にすると、そこから先は頭割りですよと。

例えば、高齢者向けの事業、何か100万円のものがあつたと、対象者が100人いるとしたら、100万円、1人1万円でやってたんですが、これが200人に増えました。従来のやり方で言ったら200万円まで増えます。対象が倍増なんで、そうじゃなくて、もう総額が100万円でキャップをはめてるんで、200人だったら1人5,000円なんですよ。

そうやってはめておけば、人口減少の中、高齢化が進んでも、財政は何とか持ちこたえられます。

逆に、来年度予算で上げている小中学校の給食無償化、これは、財政にとって非常に健全的な試みです。なぜかと言えば、残念ながら子どもの数が増えないからです。来年度が大体1億円でピーク、そこから先は漸減していきます。だんだん確実に減っていきます。これが、持続可能な財政運営です。

なので、バランスというふうにおっしゃるんですが、あまり明るい絵はそこにはありません。ただただ現実を直視してできることをやっていく、それしか生き残る道はないと考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 私も、その説明で腑に落ちた部分があります。歳入は増える見込みというのは厳しく見ているというのは、市長のこれまでの考え方からするとすれば、そうだなというふうに思いますし、歳出を削減するというのも、当然、大きな施設、そういったものを整理していくというの大きな効果が出るということで、厳しくやられて、かなりそれに対す

る反感も生まれておるといのは現実ですけども、そういった中で、1番でちょっと言おうと思ったところを忘れたといのは、高齢者のことを今おっしゃいましたけども、高齢者をできるだけ元気なままで生きてもらうということが大事だと思うんです。

その上で、先ほど1番で申し上げたかったことは、車が運転できなくなると外に出ない。外に出ないとだんだんこもりがちになって、健康状態、肉体も精神も少しずつ弱ってくるということがあるんで、そういった意味でも、今年の4月からですか、孤独・孤立対策推進法というのが実行されるというふうに聞いておるんですが、そこらの対策も含めて、ここは社会のあらゆる分野で、そういった孤独・孤立対策推進法というのを推進しなさいというふうなことが書いてありますが、こういった中身に対しても、先ほどの高齢者の運転をできるだけ止めないようにするというのも1つの背景としては、効果が出てくるのかなという気がしますんで、そういったところを1番でも、もう少しそういった視点を持ってやっていただきたいということを伝えて、そのことをどう受け止められるかということをやっと聞きたかったんですけども、まず、そこまで、もしお答えできれば、お答えいただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 ちょうど私も、1つ目の質問でもちょっとしゃべろうかなと思っていたので、ちょうどよいなという感じなんですけど、未来への投資という文脈で、実にこれは全くふさわしいなというふうに感じます。

何かといえ、未来というのは単に子どもだけの話じゃないんです。今ここに生きているほとんどの人は、まだまだ生き続けられます。そうしたときに、全員が当事者です。車の話に限って言えば、移動手段がなくなる、それはすなわち、クオリティー・オブ・ライフという言葉も、生活、そして人生の質です。それを担保する、守るといのは、非常に大事な観点だというふうに捉えています。

なのでです。グッドドライバー・レッスンというのは、安全に楽しく運転をしましょうという趣旨の取組になっています。免許返納のあの推奨は来年度ないんですよ。これまで、安芸高田市は、免許返納を推奨するという観点から特典をつけていました。タクシー補助券でしたか、お太助バス・ワゴンのチケットをつけていたんですけども、あれをなくします。

それはなぜかといえ、今お話ししたとおりです。免許を返納しよう、言うのはたやすいことですが、実際、返納した後、困ってしまっは、一体何のための施策なんだろうとなってしまうからです。

もちろん安全が確保できないと、自分で自信がないと判断されるんであれば、当然、自主的に返納すべきではあるんですけども、行政として、無責任にそれを推奨することはできないと、やるべきではないと考え、その特典を廃止します。

なので、ちょっと御質問にどこまでお答えできているか自信がないんですが、その高齢者の運転に限って言えば、可能な限り安全に運転が続けられるよう、市としては支援をしていくというのが、本来あるべき行政の役割だろうというふうに考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 それでは、(2)番に入ります。

未来への投資について、具体的に教育現場以外の内容を含めてお伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 その最たる例として、教育を挙げたというのは、昨日からお話ししているとおりです。それ以外も、今少し触れたんですけども、およそ事務事業、施策というものは、未来への投資に何らかの形では関わってきます。

中でも、特に具体的にとあったのでお伝えすれば、これはもうお話ししてる話なんですけど、神楽、毛利元就、サンフレッチェ広島、この3つです。

これらが、市にとって大きな魅力でありますし、まだまだ大きな魅力になっていくというふうに考えています。それは、先ほど熊高議員が、質問の中で触れられた、関係人口の創出につながり得るからです。

関係人口というのは、永住、定住している人でもなく、旅行で来る人でもなく、その手前の段階で、薄くつながってくださる方々という定義なんですけども、そうした人を集めるには、何かしらのフックが、引っかかりが必要になってきます。

そうしたときに、今申し上げた3つというのは、このまちのオリジナリティとして、非常に有用であるという評価をしています。

ですので、これらを通して、外にアピールすると同時に、市民がまとめ、そこから、この思いを次の世代へとつないでいけるというふうに考えています。

改めてお伝えしますが、我々がここで覚悟を決め、行動を起こしていかなければ、このまちは消滅します。比喻、たとえではありません。本当に自治体としてなくなります。財政破綻した例、夕張市が有名ですが、あのあと起きてないからみんな油断しているだけです。

起きてからじゃ遅いんです。地震に似ています。ただこれは、災害よりもっと静かな危機です。気がついたときには、もう終わっています。

なので、これまでも取り組んでいきましたが、これからも引き続き財政の健全性を維持しながら、次世代への投資を続けていくしか、このまちが生き残る道はないという考えです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 関係人口のことでもおっしゃったように、3つの観光事業、毛利元就公、そしてサンフレッチェ、神楽、これを今の教育に関係する若い世代が、教育長にもちょっと見解を聞きたいと思うんですが、そこらがどんなふうを受け止めておるのかなという、これは感覚的になるか分かりませんが、次の世代、若い世代が、次のそういったことに、どう関わっていつてくれるのかなというのは、今の教育現場あたりでつかめるのかどうかは分かりませんが、これやっぱりつながっていかないと意味がないと思うんです。それをどんなふうに捉えておられるのかというのをちょっと聞いてみたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長 ではまず、私のほうから答えられる、分かる範囲でお話をします。  
1つ例を挙げれば、毛利元就。この意識は、次の世代へとつながっていったというふうに考えます。

なぜならば、御存じない議員が、もしかしたらあるかもしれないんですが、先日、このまちのキャッチフレーズが決まりました。1,758点から選んで、最後の1つ、中学校と高校の生徒会長に託しました。彼らを選んだのが、百万一心という言葉でした。毛利元就の言葉です。

なので、次世代には、もうしっかりと受け渡せている面があるかと思っています。

○大 下 議 長 続いて、答弁がありますので、発言を許します。  
永井教育長。

○永 井 教 育 長 私はここ数年、子どもたちが政治への関心、行政への関心が確実に高まっていると思います。昨日も議論がありましたが、例えば、中学生生徒会の海外派遣。これらを見ても、こういう形で、僕らが、私らが海外派遣へ行くことができるのか。まず、市長が政策として打ち出して、議会がそれを承認してくださる。そういう形の中で、私たちの未来への夢、目標というのを持ち続けることができるんだなという、そういう流れが、今、確実にできてます。

それは、海外派遣のことだけではありません。もう1つ大事だと思うのは、私が海外派遣にありがたいなというふうに思ってるのは、ここで言うことではないかも知れませんが、私は、生活保護家庭で大きくなりました。お涙頂戴で言っているのではないんです。その中で、やはり、以前やっていた、例えば、ニュージーランドであるとか、シンガポールへの派遣というのは、一定の経済力がないと、やはり参加できなかったんです。これは常々、市長が言うことです。

だけど、今回は、全額行政の負担です。子どもたちに、海外で学ぶ意欲、それがあれば、ある意味、平等に参加する資格が与えられたということです。

以前、ニュージーランド等への派遣があったときに、私は個人的にはすごく反対をしてきた立場だったんです。それは、公平性を欠いてたか

らです。それで、教育長を拝命して、当時は、教育委員会、生涯学習課が担当でしたので、奨学金のような形にでもして、一定の年齢、例えば、20歳になったら返していく。その間、行政が負担する。そんな制度はできんだろうかということを、当時の課長と様々検討したことがあります。

残念ながら力及ばず、それができませんでした。したがって、結局、不公平なままで、一定の期間それが続いたということです。

このあたりを生徒は確実に見ていると思います。県立高校生徒会への100万円もそうだと思います。

そのように、今若い生徒たちが、行政や、あるいは政治に関心を持ってくれる。議員になって、執行部へ逆にこういったことを提案したい。そういった子どもたちが、今の流れでいくと確実に増えると思います。

そういう意味で、昨日もお話をさせていただいたように、これからは、間違いなく生徒が主役の学校を作っていく。未来チャレンジ探求学習もその1つだというふうに捉えております。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員      具体的な予算については、新年度の予算委員会で詳しく言えるかなと思ったんですが、今の基本的なことを確認できたんで、非常にありがたいなと思って、聞かせていただきました。

次世代リーダー育成の海外研修。リーダーという言葉に、ちょっと私は引っかかっておるんですけども、今、教育長が申されたように、高宮町でニュージーランドへ派遣事業というのがあって、私もかなり関わってきた人間の1人で、その当時から、本当に意欲のある人を選抜する仕組みをつくったほうがいいんじゃないですかと、その中で、今、教育長がおっしゃったように、全額でも出してでも行けるような意欲のある人を選んでいくほうが、公平性は高いんじゃないんですかという高宮町議会のときも、そんな提案をしたことがあります。

ただそれは、選抜するということ自体が、なんか難しそうだったんで、実現しませんでしたけども、まさに教育長がおっしゃるような形がふさわしいなという思いでおりますので、こういった制度というのは、いいなと思います。

このリーダーを育成するという言葉は、私の受け止め方が違うのかも分かりませんが、じゃあほかな英語とか、海外へ行くという意欲よりか、ほかのところに視点がある子どもたちは、その海外に行ったリーダーたちが引っ張るというイメージなのか、またそれは別な次元でいろいろやっていくのか、その辺がざっくりとした形で書いてあるんで、分かりませんが、その辺についてお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      まず、次世代のリーダーという解釈なんですけども、これは、将来的にリーダーになる人間を育もうということではありません。

結果として、もしかしたらそうなるかもしれませんが、そうではないです。次世代というのは、例えば、今回の例で言えば、高校生、中学生、彼らのリーダー、今の生徒会長そのものです。高校と中学校の生徒会長に、もっともっと活躍してもらおうというのが一義的な、この次世代のリーダーの意味です。

これは、私の交友のある芦屋の市長がおっしゃっていたんですが、単に英語の勉強をしたいと、海外の何かを学びたいと言うのであれば、わざわざ行く必要はないというふうに言われていました。なので、そうじゃなくて、今の高校の、中学校のリーダーとして、見聞を広めてもらおうと。なので、当然、必然的に、それは、今の高校と中学校、全生徒へと還元されるものだというふうに考えています。

今の生徒会長たちのためだけにやるものでは全くなく、全校生徒のためです。だからこそ、生徒会長なんです。生徒会長というのは、全校生徒の投票で決まっています。そこに民意が凝縮されるんです。今のこの場と全く同じです。そこへの投資、未来、次世代への投資、これ以上ないんじゃないかという思いです。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員      少し安心したというか、見方が少し変わってきたんで、さらに、海外派遣という言葉で、他の国の文化を学ぶとか、語学だけでは当然ないということなんですけど、永井教育長は御存じだと思いますけども、高宮町時代のことをまた申し上げて申し訳ないんですが、あのALTですか、昔はAETと言ってましたが、ニュージーランドから姉妹縁組の関係で来て、言葉だけじゃなしに文化の交流とか、人間的な交流が非常にあったんです。

安芸高田市になってから、ALTという形で、民間の会社から派遣をされてくるという形で、人間づきあいというのがほとんどなくなったんじゃないかなと思って、あの当時のALTというのは、非常に地域に出て、一緒に田植えをしたり、神楽を舞ったり、私も空手を教えたりしたこともありましたけども、そういった人間交流というのがあれば、もっとその外国のALT、そこらの効果が出てくるんじゃないかなという気がしますんで、そこらが、今、ALTなくなりつつ、なくなったんですかね。

だから、その辺の考え方が、どうしてそういう形に移行したのか、効果がないというふうに、当然見られてそういうふうになったんだと思いますけども、効果の出し方が違うんじゃないかなと、私はずっと思っていたんです。そういう昔の状況を、いい時代の、お金の問題じゃなしに、どういう人を選んで、その地域に入れるかということで、随分違って来たということがあるんで、その辺はもう少し予算をかけずにでもできることがあるんじゃないかなという気がしますんで、その辺のことについて少し、ざっくりでも結構ですから、お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長     答弁を求めます。  
永井教育長。

○永 井 教 育 長     ちょっとこの辺りは、大変申し訳ありません。通告を頂いていなかったんで、本当にぎっくりになるかと思いますが、先ほどおっしゃいました、旧町時代あたりは、町が雇用し、町がいろんなことの指示を、A L Tあたりに出すことができておった。したがって、先ほどおっしゃいました地域行事への参加、子どもたちと触れ合いながら、そして、また学校では、授業で関わるというようなことができておりましたが、ここ最近では、非常にそれが難しくなってきた。

その中で、一旦A L Tの制度はやめて、外国人サポーターということで、日本人の方でも指導できる、一定の力量を持っておられたら採用させていただく、ということの流れを作ってきております。

具体は、また別な機会に議論させていただければと思います。

○大 下 議 長     答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊 高 議 員     探求学習あたり、昨日田邊議員がおっしゃったようなことで、子どもたちが随分成長してきたということもあるんだと思いますし、子どもたちの情報の取り方、I T化の中で、随分情報の取り方が早くて、深いんだろうなと思って、そういうのも影響があるんだと思うんですが、やはり総合的に、投資をしていくという、未来へ投資するということになる、そこらも総合的に取組が必要なんだろうなと思いますんで、特に、その部分を答えていただきたいということも含めて、私、非常に昨日から、市長の灘高校の文化祭を見てという、さっきも触れていただいたんですが、どの辺に、どんなふうに、具体的に、これはすごいなというふうに感じられたかというのを、改めてもう一度聞きたいと思います。

○大 下 議 長     答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長     一言で言えば、自主自立という印象です。中学生くらいだと、かなり大人の言うことを聞くというふうに、普通はなってしまう、なっているんだと思うんですが、言うことを聞かないという意味ではなくて、自分たちで考えて動けるというのが、灘中学校・高校のすごさだなというふうに、それは、学園祭を体験して、そのように感じました。

というのは、先生から言われて、あれだけのイベントはできないと思います。先生がまず考えられないですし、圧倒的に先生のほうが数少ないですから、スタッフとして生徒を動かすには、限界があります。

なので、あれが実現できている、なっているということは、生徒自らが、自分たちで考え、動いているという、その証左だという印象です。

これは、ただ幸いにして、灘中高に限らないというふうに受け止めています。何かといえば、先ほどお話ししたとおり、このまちのキャッチフレーズを作るという段もありましたし、その前には、このまちの新名物、あきたかた焼きを作ると言ったときに、高校と中学校の生徒会長に

出てきてもらいました。それぞれ本当に素晴らしい仕事をしてれています。

またもっと言えば、中学校の生徒会が、集まって行った生徒議会です。この模擬議会と言うんでしょうか、非常に質が高い議論が行われています。

質問ができるという権利が与えられている。それがいかに重みのあることか。子どもながら、中学生でありながら、しっかりと認識をして、仕事を果たしていました。役割を務めていました。大人のほうが恥ずかしくなるような、見事な仕事ぶりだったと捉えています。

なので、私立の学校、灘中高に限らず、そもそも、中学生、高校生というものは、そういう力を持っているんだと思います。これまでの教育が、残念ながら、それを引っ張り出すことができていなかった。十分発揮させてあげられなかったというのが、実態ではないかという反省の下、できることから改めていく。本来、持っている力を存分に発揮してもらおう。それが、これからの教育にとって、大事な要素ではないかと考えています。

○大 下 議 長     答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊 高 議 員     以上で、私の一般質問を終了します。

○大 下 議 長     以上で、熊高議員の質問を終わります。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。  
1番 南澤議員。

○南 澤 議 員     1番、シセイクラブ、南澤克彦です。  
通告に基づき、大枠3点質問いたします。  
まず1点目、火災発生・鎮圧情報のお太助フォン放送の終了について、お伺いします。

広報あきたかた12月号の24ページにて、火災情報をお太助フォンで放送することを終了するとの通知がありました。この件に関し、周知の意味を含め、質問していきます。

まず、(1)番、記事によれば、消防指令センターの更新に伴い、放送設備との接続ができなくなったためとありましたが、このことについて、詳細の説明を求めます。

○大 下 議 長     答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長     まず、前提の認識をそろえておきます。火災時のお太助フォン放送の役割なんですけども、これは、消防団の出動指令のためのものです。市民に知らせるためのものではありません。これを踏まえ、現状の説明となりますので、消防長から答弁を行います。

○大 下 議 長     続いて、答弁を求めます。  
近藤消防長。

○近 藤 消 防 長     接続ができなかった理由ですが、お太助フォンの放送設備と消防指令

台をつなぐインターフェースを開発製造した業者が、2022年3月末をもって、保守業務から撤退したことによるものです。

これにより、当該インターフェースの保守業務を受けられなくなったことに加えて、新消防指令台との接続も困難となったものです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 中継機、中継システムとお太助フォンをつなぐところの業者が撤退されたことというふうな答弁でした。

では、お太助フォンの放送なんですけれども、これは、肉声で音声を流すことというのは、これは現在もできるのでしょうか、できないのでしょうか、その点をお伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 新指令台に切り替わったタイミングで、お太助フォンによる消防団出動指令は、終了いたしまして、関連機器、手動放送の設備を含めて、既に撤去しています。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ちょっと答弁の内容が、違うんじゃないか。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 既に肉声放送はできません。手動放送の設備がもう既に撤去されているためです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今の答弁は、消防署の中での話かなというふうに思うんですけれども、庁内、執行部というか、行政のほう、安芸高田市のほうで、肉声による音声の放送というのはできますでしょうか、できませんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 肉声での放送というのは、可能です。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ということになりますと、肉声で行えば、お太助フォンを通じた消防の情報の発信というのは、できないことはないのかなというふうに思うんですけれども、それを消防署内では肉声での放送ができなくなった。設備がなくなったということですが、本庁のほうに移れば、肉声での発信が可能というふうに受け止めました。それをしない理由をお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近藤消防長 火災のパターンで、ちょっと御説明させていただきたいんですが、火災が発生した現場に、消防車のサイレンが聞こえてくる間は、119番通報がどんどん入電してくるわけです。消防の指令室では、職員がその119番の入電に手がかかって、その他の対応がまず困難となります。

従って、通報がなくなった段階でのほかの各種連絡とかというふうなことは可能かとは思いますが、全ての火災において同じような対応ができるかと言われれば、それはできないかというふうに判断しております。

従って、本庁から放送が可能であっても、そこに連絡をするのに時間がかかるということにつながるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 火災の入電がたくさん入ってきて手間が取られていて、なかなか対応が難しいという答弁だったかと思います。状況分かりました。

消防の指令台、高機能消防指令センターの更新について、令和3年12月16日に総務文教常任委員会のほうで、この導入に当たって、頂いた資料の中の2ページ、基本方針のところ、(8)に今回の消防指令センターの更新に当たって、安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例に規定するIP告知端末、つまりお太助フォンの緊急通報システムと相互の情報連携を行うと、そういうことに対応できるシステムとすることという要件がありまして、このときの答弁で、お太助フォンとの接続はできなくなりますよという答弁を頂いているんですけども、情報連携を行うことに対応できるシステムとすることとあるんですけど、この辺りはどういうふうに解釈をしたらいいのか、教えていただけますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近藤消防長 IP告知端末との連携の部分につきましては、先ほど消防団指令の例のとおり、消防本部から一斉放送することはできなくなります。これの連携はできなくなります。

ただ、IP告知端末から消防署への通報はできますよ。その連携のことです。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 入電はできる、受付はできるということで理解しました。

では、次の質問に移ります。(2)番、消防団員はメールで配信すると、こういうふうに、12月の広報あきたかたでありましたが、メールでは連絡に気づかないことも多い。実際、私消防団員ですが、メールで気づか

ないことがありました。

その対策として、消防団員の任意で、電話による通知サービスに加入する体制が取られています。現在、電話による架電サービスを申し込んだ場合には、全体のどのくらいの割合になってますでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 59%の団員が登録されております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ということで約6割ということだったんですけれども、それ以外4割のところにはメールのみという状況というふうに理解してよろしいでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 そのとおりです。ただし、59%の数字が高いか低いかという評価はできません。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 そもそも、お太助フォンで火災の情報を連絡していても、家にいなかったりすれば、届かないこともあるという状況もあるので、これまで全員に確実にその情報が伝わっていたかという点、そういったことでもないだろうなとは理解しています。

ただ、やはり消防団員に火災の情報がしっかりと届く必要があるということで、次の質問です。

消防団員へはプッシュ型の通知が必要であると考えますが、行政のほうのお考えをお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 登録されているメールアドレスは、モバイル端末に届くアドレスを登録いただいております。プッシュ型通知の認識でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 行政の認識の仕方を理解しました。

とはいえ、もちろん携帯端末を持っても、メールが来たことが、待ち受け画面に表示される設定にされている方もあれば、メールがたくさん届く方は、そういった設定をオフにしていることもあるかと思います。

火災があった際に、その設定次第によって、気づかないということが、多々あるのではないかなと思いますので、その辺りで、架電サービスな

り、ちゃんとそれが携帯のほうに通知されるような、メールが入ったことに気づかないような状態ではなく、しっかりとそれが団員のほうに届くような仕組みが必要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺りのお考えをお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 消防団指令はメールで指令をかけているということで、全隊員さんに送っております。全隊員さんといいますか、方面隊ごとにはなるんですが、その着信の設定については、受け手側の設定と判断しております。

従って、その設定がうまくいかないという方は、先ほどありました架電サービスを登録されているという認識です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 架電メールの設定をされない方用に架電のサービスをしているということで、併せてLINEのほうでも、情報が届くようになっているかと思います。その点について、ちょっと詳しく聞きたいと思うんですけれども、現在、メールのほうで消防出動の情報が届くときには、救助活動、救急支援活動、警戒活動、消火活動、それぞれのため、いずれかのために消防車が出動しましたというような情報が届いておりますが、この情報というのは、どういった意図で発信をされてるのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 基本的にテレホンサービス、いわゆるテレガイドなんですが、そちらと同じ情報を提供しております。消防車が出動したものは全て通知をするという形になっておりますので、通知件数が多くなっております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 消防団員、一団員として、LINEも架電もサービスは加入しているんですけれども、もちろん電話にしても、マナーモードにしていることもありますし、バイブレーションで鳴らないような設定をしているときもあります。ぱっと見たときに、LINEが来てるなどか、いうことは分かるんですけれども、そういった際に消防団としては、消火活動に関する情報が知りたい、救急車だったり、この警戒活動というのは、どういったことを示すのか、ちょっといまいち判然としていないんですけれども、ほかの消火活動以外の情報というのが、消防団員としては、必要としてない情報になります。

ですので、これを分けた形で、消防団員には、その消火活動に関する情報だけが見れるような設定ができないかなと思うんですけれども、そういったことは考えられてないのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近藤消防長 火災だけの情報に絞り込めないかという話も多く聞いておりますので、現在、可能か否か確認をしているところです。

可能であれば細分化をし、ニーズに合った情報が受けられるようにしたいと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 分かりました。では、次の質問に移ります。

4番、これまではお太助フォンでの通知であったので、在宅であれば、プッシュ型の通知が得られ、近隣の方はいち早く情報を得ることができて、対応が取れるというメリットがありました。今後は、消防署、消防車のサイレンが聞こえて、初めて火災に気づくことになり、近所の方の初動への遅れが懸念されますが、この辺りをどのように考えていますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近藤消防長 LINEのプッシュ通知は、消防車の出動指令とほぼ同時に通知されるものです。したがって、サイレンが聞こえなくても通知を受けることができます。LINEのプッシュ通知を利用いただきたいと考えております。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 LINEの通知でということで理解しました。

LINEの通知なんですけども、先ほど申しました救助活動、救急支援活動、警戒活動と、その他もう一つ消火活動があるというふうに先ほど申しましたが、消火活動以外の救助活動と救急支援活動の違いがちょっといまいち判然としないというところと、警戒活動といったものが、こういった内容を示すのかというのを、周知の意味も含めて、改めて御説明いただきたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近藤消防長 救急支援活動でございますが、心肺停止の事案が発生した場合に、救急隊のみでは活動が困難な場合が多々あるということから、消防車をペアで出動させて、現場活動をもれなくといいますか、活動をしやすくするという出動でございます。

それから、警戒活動でございますが、これは非常に幅広く活動しております。例えば、未確認の火災事案、火災ではないかというような疑われるような事案のことを指しますが、それであったり、119番をかけてきた場合に、指令員のほうは、切られた場合に呼び返しをするんです。通報時に、もしかして倒れられたかも分からないという疑いがあるから、

呼び返しをします。その呼び返しに応答がない場合であったり、それから危険物とかガスの漏えい事故であったり、あるいはヘリの支援、そういったものが全て警戒活動になります。

今、LINEで、お知らせしている内容の中で、非常に分かりにくくなっておりますので、そういったことも明らかにできるようにしたいと考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 では、ぜひ明らかになるように対応のほうお願いしたいと思います。

続いて、(5)番。一方で、これまではお太助フォンで知らせが届いていたため、火災発生情報が個人が特定できる状態で、全市に届いてしまうというプライバシーに関する懸念もあったかと考えています。

消防行政として、火災・被災の情報は、どのように扱われるべきと整理していますでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 火災時のお太助フォン放送は、火災が発生した町単位で放送していますので、全市まではございません。御指摘のとおり、火災時であっても、個人情報をお太助フォンで放送することは適切ではございませんが、消防団指令であったため、人命救助を最優先し、放送してきました。

消防団員に確実に伝える方法として、有線放送や防災行政無線しかない時代から、今ではモバイル端末が普及し、どこにいても情報収集ができる時代に変化してまいりました。これに併せて、消防団指令はメールに切り替え、そして、市民への情報提供はテレホンサービスに加え、LINEのプッシュ通知で、大字までの発生場所の情報を提供することになりました。これにより、個人情報の取扱いが最適化したという認識でございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。もともとプライバシーに関するものなので、周知するようなものではないということですね。

では、大杵2番目の質問に。

○大 下 議 長 南澤議員に申し上げます。

質問の途中でございますが、ここで、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、一般質問を再開いたします。

南澤議員。

○南 澤 議 員      では、大枠2番目の質問に移ります。

サッカー公園使用済み人工芝の譲渡について、お伺いします。

サッカー公園人工芝改修工事に伴い、市は昨年11月に、使用済み人工芝の再利用を希望される方を募り、無作為の抽せんによって選ばれた方へ譲渡を行いました。

市のほうは処分費を削減でき、必要とされる方は運搬コストのみで入手できる、両者にとっていい事業、ウィン・ウィンの事業だったと評価しています。

この事業は、募集当初、譲受け対象者を市民、市内業者、市内団体等としてきましたが、途中から市内関係者に限らないと変更しました。このことについて、お伺いします。

(1)番、譲渡の対象となった1.5×10メートルのロールは、総数で何本ありましたでしょうか。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長      譲渡対象のロールの本数は110本です。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      では、次の質問に移ります。

(2)番、申込みの総数は何本ありましたでしょうか。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長      申込みの総数は512本でした。申込み期間中にキャンセルがあつて、最終的には502本となりました。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      では、次の質問に移ります。

(3)番、全体で何件の申込みがありましたでしょうか。また、その市内、市外の内訳を教えてください。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長      申込みは34件でした。内訳としては、市内24件、市外10件です。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      次の質問に移ります。

当選された方は、全部で何件でしょうか。また、その市内、市外の内訳はどのようになっていますでしょうか。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

高下企画部長。

- 高下企画部長 当選されたのは13人でした。内訳は、市内10人、市外3人です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 次の質問に移ります。  
譲渡対象の数量のうち、市内の方への譲渡数と市外の方への譲渡数は、それぞれ何本となりますでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 市内の方への譲渡が64本、市外の方への譲渡が46本です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 次の質問に移ります。  
譲渡の対象者を市民、市内業者、市内団体から、市内関係者に限らないと変更した意図は何でしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 譲渡の対象者について、当初、市民、市内業者、市内団体等として、等というのは、もともと市外であっても構わないという意図を含めていましたが、分かりにくいことから、市内関係者に限らないということを明示したものです。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 では、逆にお伺いしますが、それならば、譲渡対象者を最初から特定しなかったらよかったんじゃないかと思うんですけども、なぜそうしなかったんですか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 この取組自体が、もともと市内の方といいますか、近くの方しか応募される方がいらっしゃるだろうなというふうに考えていたということです。  
費用をかけて、わざわざ取りに来るというのが、車も自分で手配をしないとはいけませんし、かなり重たいものであります。それを取りに来られるとすれば、このお近くの方、つまり市民の方ということが想定されるというふうに考えたので、主に想定されるのは、市内の方ということで、市民、市内業者、市内団体というふうに規定をしました。  
ほかの方も取りに来ていただいてもいいよというふうなことも、等ということで、つけておりましたが、先ほど申しあげましたように、それでは、市外の方もいいということが、しっかり伝わらないということで、先ほど申しあげたような形で、伝え方を変えたということです。  
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      この事業、募集から実際に受け渡しをするまでに、そんなに長い期間かかってないような事業かなと思います。その受け取りも、日付が限定されている中で行われたものという認識をしているんですけども、そういった中で、十分に譲渡希望をされる方、市としては処分したいという方、譲り渡したいものに対して、譲り受けたいと希望される方が少ないと見込んでこういう変更をしたのか、そうでないのか。十分申込みが、その110本に満たないんじゃないかという意図があって、途中でこういうふうな書きぶりを変えたのか。そうではなく、うまく伝わらないよねということで変更したのか、その辺りをちょっと確認させていただきたいと思います。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長      今、南澤議員が言われた2者で行くと、後者のほうです。

数が少なく応募があるかもしれないので、範囲を広げようということではありません。最初にお話ししたとおり、そもそも、先ほど言われたように、ごく短期間で、しかもこの日に取りに来ないと難しいですよというふうな、非常に狭い範囲での、それに合致する人は来てほしいというふうな、そういう募集だったものですから、対応できる方が、お近くの方に限られるだろうということで、市内というふうなところを中心に考えておりました。

しかし、当初から市外から来られる方についても排除するというふうな考え方を持っておりませんでしたので、それがはっきり分かるように表示をしたということです。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      では、次の質問です。

サッカー公園の事業は、市の税金も投入されている事業であります。市の関係者優先という考え方、そういう文言があってもしかるべきではないかなというふうに考えるんですけども、その辺りの見解をお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      切ってしまつて恐縮なんですけど、その考え方、文言は必要ありません。なぜならば、今回の取組は、そもそも人工芝の再利用を前提とした工事になっていないからです。ゆえに、人工芝の扱いというのは、単なる不要物、ごみの処分です。その際に、市として大事なものは、処分のコスト、ここでは時間と費用です。これを最小化するのが最優先事項となります。

ゆえに、市内の特定の誰かに恩恵を与えるような配慮が必要ないというのは自明だと考えます。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 不要物の処分ですので、コストを最優先させたと、その考え方は決して否定するものではなく、理解できる場所ではあるんですけども、不要物になったとはいえ、元を正せば市の税金を投入して手に入れたものだと思います。

そういったときに、欲しいと思われている方が市内にいらっしゃって、今回で言えば、市内の方だけでも十分、需要量はあったというのが、結果からは導き出せると思います。

そういったときに、今後、こういったような事業を行う際に、もう済んでしまったことについてとやかく言うつもりはないんですけども、広く募ってもいいと思うんですが、市内の方がたくさん求めているのであれば、そちらを優先させるというような、一文考え方を示して、応募をかけていくと、市内の方の不満も出ないんじゃないかなというふうに思います。

今回この質問をしてるのは、市内の方で欲してみたけども、市外のほうにたくさん流れているじゃないかというような話がありまして、市民のほうに優先されてもいいんじゃないかというような御意見がありまして、ここで伺っています。ですので、今後、こういったことがあった際に、そういう一文を加えてはどうかと思うんですが、その辺りの考えをお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 ここで改めてくぎを刺しておくんですが、南澤議員は結果論、そして、希望的観測が多過ぎます。根拠を持ってやっていかねば、事務事業は成り立ちません。今回の例で言えば、まず業者です。実際、基本的に耐用年数を経過し、磨耗した人工芝を再利用することはないと。

そして、その業者の実績としても再利用したことはない。なので、捨てるというのが大前提になっているんです。ただ、もしかしたら要る人があるかもしれないということで、急遽この工事の期間の中で、特段の手間暇かけずにできることをやったというだけです。

何でこうなったかというちゃんと理由があります。芝を張り替えたのは、今回が初めてなんです。これまでオーバーレイ、重ねて貼るやり方でしか、安いやり方でしかやってないので、今回初めてこの芝を廃棄するという工事になっています。

結果として、再利用というか、それを欲しがっている人がいるというのも分かった。なので、次回もし、これを張り替えるのであれば、売るというのも、そもそも工事に含めることはできると思います。需要が一定程度あるというのが確認して初めてできるのが、その話です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 市長がおっしゃるとおり結果を見て物を言ってますので、あらかじめ

できたんではないかという話をしているのではなくて、今後、同じようなこと、芝生の張り替えというのは機会があると思います。そういった際に、今回では、今の話だと売ることでもあるんじゃないかと。確かにそうかもしれないなど。

そういったときに募集するときに、広く募集するんですけれども、市の関係者の方、市内の方を優先しますというような一文があってもいいのではないかと、その辺りの考え方を伺ってます。もう一度お願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今、十分な需要が確認できればという前提をちゃんとお伝えしました。市内だけでこれを買うという人が十分あるという読みでいらっしゃるのでしょうか。それが楽観的だと言ってるんです。

市のために以後、こうした工事、最善を尽くすのであれば、当然、これは売ることを考えるべきです。そうしたときに、市内にわざわざ金を出してまでこれを買う業者が、個人が十分にあるか、そこまではまだ分かりません。であれば、当然にして、次やるべきは、全国を対象に、海外ももしかしたらあるかもしれませんが、中国に輸出する業者とか、制限なしで売りに行く。これが一番やるべき取組です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 おっしゃることは分かります。買う業者が市内にいるかどうか、それはやってみないと分からないところだと思いますし、広く売り先を求めるといえるのは、それはそれでいいと思うんですが、市内の方で求める方がいらっしゃったら、そこに優先的に譲ってはどうかということを提案しているんであって、その文言が、募集要項の中にあっても何ら問題はないと思うんですけれども、そこは何か、そうしない理由というのは、ちょっと今の答弁の中では、受け取れなかったんですけれども、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 この質問の答弁の最初で申し上げました。もう一度読みます。人工芝の扱いは単なる不要物の処分、その際、市にとっては処分のコスト、時間と費用を最小化することが最優先事項、ここまでよろしいですね。となったときに、その後、続けています。市内の特定の誰かに恩恵を与えるような配慮が必要ないのは自明だと、張り替えて人工芝片づけるのが工事の大事な工程なんです。誰かにこれ売ってあげようという事業じゃないんです。売れたらいいですけども、そこに手間暇かけたら、主眼が変わってくるじゃないですか。家にあるものを何か転売してもうけようという話じゃないんですよ、もう要らなくなったからとにかく捨てたいんです、早く。じゃないと、工事終わらないじゃないですか。そうした

ときに、市内優先ってどうやってやるんですか。選抜するんですか、第1次募集、第2次募集と、そこに手間暇かけるんですか、それが現実的ではないという話をしています。

○大 下 議 長     答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員     私のほうで、事務事業のところの詳細を把握してませんので、ちょっと話がかみ合わないのかなと思うところもあるんですけども、手間暇をかけるという、募集をかけて応募が来ると。その中見て、市内の方がいたらそこから渡して行って、まだ余っているならそこから外に出せばいいだけの話じゃないかと思うんですけども、それが、そんなに手間暇がかかることなんでしょうか。

○大 下 議 長     答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長     はい、当たり前にかかります。一旦募集をして、足りなかったら追加で募集するということですね。1回で終わらないんだから、その分かかるじゃないですか。どうやったらかからないという発想になるんですか。

○大 下 議 長     答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員     ちょっと話がかみ合わないなと思うんですけど、広く全国に募集するんですけども、市内の方で希望される方があったら、その方を優先しますというだけで、1回も2回も繰り返し募集する必要なくて、1回の募集で全国から受けて、その中に市内で希望される方がいたら、そこから渡していけばいいではないかというだけの話です。  
よろしいでしょうか。

○大 下 議 長     答弁が要りますか。

○南 澤 議 員     そういう考え方なんですけれども、今市長と認識が違ったようなので、そういう考え方で進めてはどうかということを再三申し上げます。

○大 下 議 長     答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長     これ売買の話だと思うんですけども、今その前提で話をしています。買いたい人、名乗りを上げさせといて、あなた実はその権利がありませんでしたと後から伝えるということでしょうか。

一旦募集は募集で締め切って、市民の方限定で募集をして、そこで選んでという手順を考えたんですけども、一旦声かけるだけかけといて、実はあなたその権利なかったんですよというのは、マーケットの参加者に対して、随分意欲をそぐ募集の仕方なんじゃないかなと思うんですが、それをやれというふうにおっしゃるんでしょうか。

○大 下 議 長     答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員     一定の価格で、これが欲しい人、何本欲しいですかと、申し込んでくださいと。ただし選考があって、手に入るかどうかは、こちらから追っ

て連絡しますという手順じゃないかなと思うんですけども、それで何ら問題はないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 選考すること自体にコストがかかるという話をしてきたつもりなんですけども、そうではなくてですか。ちょっと何を言わんとしてるのかが、私には分からないですが。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 無作為抽出でなく、市内の方を優先されるという作為的なものがあつた上で、その後のことについては、無作為でもいいんじゃないかと思うんですけども、そういうふうな選考過程を経て、譲り渡すということが可能ではないかというふうに考えています。そのあたりが伝わるというんですけども、御見解を伺いたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時32分 休憩

午後 2時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

南澤議員。

○南 澤 議 員 その選考にコストがかかるという話ですので、幾つか応募があつた中で、作為的に市内の方を優先して、残ったところを無作為に抽せんなり抽出して、そこに譲り渡していけばよいのではないかと、そんなにコストがかかる話ではないと思うんですけども、そういったやり方を御検討されませんか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 何となく意味が分かりました。同時に募集をしておいて、中で区切りを置くという話ですか。私が考えていたのは、オークション形式です。そのほうが高く売れるじゃないですか。高く売りたいくないですか。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 オークション形式というのであれば、市長のおっしゃることは分かりましたので、この質問はここまでにして、次の質問に移ります。

3番目、議会広報についてです。

令和6年度の当初予算で、議会だより発行に係る予算を削除しています。このことについて、お伺いいたします。

議会基本条例第6条の4に、「議会は、重要な議案に対する各議員の態

度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない」とあります。

今回の予算編成により、これまで議会だより発行を通じて行ってきた重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表することができなくなります。この条文と矛盾する予算編成と受け止めますが、市長の考えをお伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。  
(「反問をお願いします。」との声あり)

○大 下 議 長 市長の考えも言わずに反問が先ですか。  
(「はい」との声あり)

○大 下 議 長 ここで市長から反問権が出ましたので、許可をいたします。

○石 丸 市 長 大事なポイントなので、まず確認をしておきたいと思います。

今回、議会だよりの予算については、もう既にさんざん説明をしたので、ほぼこの場にいらっしゃる方全員理解が、認識があると思います。

その上で、まずお尋ねするんですが、議会だよりの正当性、正確性が担保できてないというのを指摘してます。よろしいですね。その最たる例として挙げたのが、先川議員の部分です。これが、要約になっていないという指摘をしたんですけども、南澤議員、これが要約になっているという御認識でしょうか。はいかいいえでお願いします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 すいません、どっちがはいで、どっちがいいえか、ちょっと今、つかみ損ねてしまったので、個人的見解を述べます。

それなりにという言葉は、私が解釈するには、それまでを上回ることはないんだろうなというふうに思います。したがって、要約としては不適當ではないかなと考えています。

○大 下 議 長 市長、反問いいですか。  
以上で反問を終了し、議員の質問に戻ります。  
答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長 今の南澤議員の回答が、私の答弁の全てです。すなわち、不適切な情報の提供、それは、今おっしゃった議会基本条例に反します。当たり前です。そして、この議会基本条例の主体、主語は、今お読みになったところにあるんですが、議会です。「議会は」で始まっています。その責任を執行部に転嫁すべきではありません。議員として、議会として、まず正すべきを正す、それが仕事だという受け止めです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 おっしゃることが、合議制の中で、なかなか実現しづらいところがあります。これまで3年2か月、3か月ぐらいですか、ずっとその壁と闘い続けてきています。

当然ながら、何とかできないことかと、常々試行錯誤しながら、戦い続けているという自覚を持っておりますが、それはその話で、とは言いながら、先ほど市長が指摘をされた点について、これは議会だより75号での指摘だったかと思います。

その後、できる範囲の中でということで、広報委員会の中では、議事録と照合して、チェックをしようという体制を取り、議事録にない文言があれば、それは認められませんよと、広報委員会としては認められません。載せられませんというような形にしていこうというふうに対応を取ってきています。

その75号というのは、令和4年11月号ですので、そこから先、その後、議事録に載っていない発言は掲載されていないかと思います。そういった対応を、指摘を受けて取っている。

今言う正当性というのは、議事録によって担保されていると思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

(「反問をお願いします」との声あり)

○大 下 議 長 市長から反問権の申出がありますので、許可をいたします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今、広報委員会の中で対応してきているとおっしゃるんですが、では、お尋ねします。

広報委員会として、先ほどの問題部分、南澤議員は要約になってないとおっしゃったんですが、広報委員会としては要約になっていなかったという結論が出ているのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁をお願いします。

南澤議員。

○南 澤 議 員 委員会で協議した結果、要約になっていると考えた議員2名、なっていないと答えた議員2名で、結論は出ておりません。

以上です。

○大 下 議 長 反問終了していいですか。

以上で、反問を終了し、議員の質問に戻ります。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 あれほど明らかな間違いを認めることができない、そんな委員会のその後の対処に何の信頼が置けるのでしょうか、置けません。

議事録に載っていない言葉は使わない。最低限そうすべきです。が、それだけで完璧にはなりません。要約というのは分かりますよね、国語の問題で要約しなさい。勝手な作文をしないのは当たり前ですけども、書いてある言葉を使ったら丸つきますか。つかないですよ。つかないですよ。

1,000文字並べてあって要約しなさいと、書いてある文字を抜粋してまとめて100字にしたら全部要約になりますか、ならないですよ。そ

んな作業じゃないんです、そんな陳腐な話なんですよ、要約というのは。文脈を捉えて、要点を押さえて、何が書いてあるかを抽出する。これが要約です。

なので、議事録に使ってない言葉は使わない。そんなことで防げません。理解されましたか。いいですね。聞いている方は、大体分かっているんじゃないと思いますが、だからです。そんな委員会の対処では、正当性、正確性、担保されていません。信頼できません。条例に反してます。なので予算組めません。これが執行部の見解です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 要約というところについて、要約をするときに、必ずしも同じ答えにはならないと思います。国語の問題でも、どこを抜くのか、それも前提条件があって、この質問に対してどう答えるかというところであれば、ある程度、問題に対してちゃんと答えているかどうかで答えが変わってくると思うんですけれども、その問題自体は、今回の場合、議会広報の場合、問題があって要約をしているわけではなく、どこを要約するかというところから、何を伝えるべきかというところから、裁量があるんだと思います。

そういった点で言うと、例えば、市長が発言されている点、市長が主張されたい内容と議会側でお伝えしたい内容、そこに相違が生まれることというのはあると思うんですけれども、そういったことは、市長のほうの裁量で、全て決めなければいけないと、市長のほうの許可が要するというふうなお考えでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 許可の話はしていません。そうじゃなくて、今御自身がおっしゃった議会基本条例に書いてあるじゃないですか。重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表すると。議員の活動に対して、市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならないと。それが全てです。

そうしたときに、議事録に書いてあるからと言って、言葉を抜き出して好きな作文をする。でも、それ無制限に許したら、全然違う話書けちゃうじゃないですか。

となったときに、ここで大事な要点というのは、議会というのは執行部と議員が相對するわけですから、当然執行部の目を通すべきだろうと言ってるんです、従前、お伝えしてますよね。

なぜ、その対策を取ろうとしないのか。その手順を踏もうとしないのか。やましいことがあるんですか、そんなに。やましいことがないなら、きちんとその手続を踏めばいいじゃないですか。

何よりも、一遍過ちを犯した立場ですよ。しかし、その過ちというのは認めない。今、先川議員、目つむっていらっしゃいますけれども、御自

身の議会だよりで問題になっているんですが、自覚ありますか。

- 大 下 議 長      市長、ここは先川議員に振るところではありません。
- 石 丸 市 長      すいません、今の振ったんじゃないくて。
- 大 下 議 長      振ってます。
- 石 丸 市 長      2020年の12月に。
- 大 下 議 長      だから、発言は控えてください。
- 石 丸 市 長      議会が。
- 大 下 議 長      発言を控えてください。
- 石 丸 市 長      議事進行の話です。居眠りが疑われる場合には、確認しないといけな  
いと、議会で。
- 大 下 議 長      してませんよ。
- 石 丸 市 長      居眠りが疑われる場合です。
- 大 下 議 長      そら、勝手なことじゃけ、そら。
- 石 丸 市 長      いや、客観的な事実です。私がこれだけ。
- 大 下 議 長      市長。
- 石 丸 市 長      本人が関係する話をしておきながら。
- 大 下 議 長      石丸市長、やめてください。答弁を始めてください。  
答弁を続けてください。
- 石 丸 市 長      じゃあしっかりと注意をしてください。みっともなさ過ぎる。
- 大 下 議 長      寝ていれば注意をしますよ。
- 石 丸 市 長      いや、居眠りが疑われる場合に注意しないといけない。
- 大 下 議 長      目を閉じて一生懸命聞いている状況ですから。
- 石 丸 市 長      もう一遍、ちゃんと確認してください。私は、今疑われたので、注意  
しただけです。
- 大 下 議 長      私は疑ってません。
- 市長、答弁してください。
- 石 丸 市 長      もう一遍じゃあ確認して、ちゃんとこれから議事整理を行ってくださ  
い。
- 大 下 議 長      皆さん寝てませんので大丈夫です。
- 石 丸 市 長      目ぐらい開けてください。みっともない。  
                         （「失礼な話ですよ」との声あり）
- 石 丸 市 長      先川議員のほうで、相当失礼です。
- 大 下 議 長      先川議員に申し上げます。  
                         発言は許してません。  
                         石丸市長は答弁をしてください。
- 石 丸 市 長      人の話は目を開けて聞きましょう。小学校4年生でも多分分かります  
よね。分かると思います。
- 大 下 議 長      全員目を開けてくださいよ。いうことですので。
- 石 丸 市 長      今、議長からも注意がありました。
- 大 下 議 長      要らんこと言わんでもいいですから、答弁してください。私が言いま  
した。

(「議事進行」との声あり)

○石 丸 市 長      では、要らんことを言わせないように注意をお願いします。

○大 下 議 長      こっちの言うせりふですよ、それは。

答弁をお願いします。

○石 丸 市 長      よろしいですか。なので、このようないたらくなんです、この議会は。自らの過ちを認めることさえできない。過ちを認めないから糧にすらしようがないじゃないですか。また繰り返しますよ。早速目をつむつて、みっともない。

だから、本人たちに任せられないじゃないですか。

議会だよりの例で言えば、執行部が従前チェックするという手順があったはずですよ。なぜそれをなくすのか、戻せばいいじゃないですか。それで済みます。そして目を開けましょう、先川議員。

(「開けとるじゃないか。ちょっと…」との声あり)

○大 下 議 長      いやいや、発言は許しません。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時32分 休憩

午後 2時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長      会議を再開いたします。

一般質問を続けてください。

南澤議員。

○南 澤 議 員      執行部による原稿のチェック、これまで行われてきたものが、今年度の6月頃からそれをしないという形になっています。そのそもその流れというのは、やはり、私がチェックしないと発行させないぞと、発行認めないというのが、市長のせりふだったかと思うんですけども、そのチェック、市長の許可を得ないと、議会だよりが出せないという状況は、議会の自律権から考えて、そこを侵害されているんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの御見解はいかがでしょうか。

○大 下 議 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      先ほど、高校・中学校のくだりで話をしたんですが、自律という言葉は、自分のことがちゃんとできる人間が初めて言っているいい言葉です。過ちを認めることさえできない人間にそれを言う資格はありません。

○大 下 議 長      答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      その過ちや否やというところが、自明なものであるものもあれば、個人的な価値観、判断に基づくものもあるというふうに考えます。

とはいえ、立てつけ上、市長も我々議員、議会も住民から選ばれていて、その意味では対等な存在であると考えています。

それぞれというか、議会には議会の自律権があって、自分たちのこと

は自分たちで律していかなければいけない。それが、市長はできないとおっしゃるけれども、それができているかどうか、最終的な判断をするのは、最終的な選挙で、市民の皆さんがそこを判断すべきことではないかと思います。

そういう意味で、問題提起として必要なことなのかもしれませんが、自律権がある以上、それが、市長が認める、認めないではなくて、それを踏まえて、住民の皆さんが判断すべきことで、我々が我々の意思決定の下に発行する議会だよりを市長の許可がなければ発行できないというのは、立てつけ上おかしいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 では、なぜ従前執行部にチェックをするという体制になっていたんでしょうか。間違いを正すためではないんでしょうか。そして、間違いを犯した立場ですよ、議会、議員というのは。それを次、未然に防ぐための防止策、打ち出すのが当然だと思います。およそ社会において、当たり前前にほとんどの人がやっています。

まだこれだけ言っても、目を瞑っているあほうがおるんですが、一般的には、自分たちの立場、責任というものを自覚して、当たり前前の対処をします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 従前、執行部にチェックを行っていただいておりますが、それはない数字のこととか、内容について、あるいは言葉だったり、我々が聞いた言葉と執行部で使っている言葉だったり、数字の面、誤りがないかというところを確認する意味で使っていましたが、その際、執行部の許可を得て発行するというようなことはしていません。すり合わせをしています。ですので、許可がなければ発行できないという部分について、自律権の話をしているわけです。

で、この話はこのぐらいにしておきながら、市長が発行されている市の広報あきたかたで、議会広報に関する指摘を見ました。そうすると、多くのところが、一般質問に関するところの指摘が多く、それ以外のところについては否決された議案についての指摘があります。ここ、今回私が挙げました議会基本条例の6条4には、各議案に対する態度について書かれていますので、一般質問以外のところであつたら特に問題ないのかなと思うんですけど、その辺りの見解を伺いたと思います。

○大 下 議 長 南澤議員に申し上げます。

今の広報については、質問の中にはありませんので。質問外じゃないですか。

○南 澤 議 員 議会広報の話をしています。

議会広報の中で、一般の議案と一般質問の話をしています。

○大 下 議 長 失礼しました。  
答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長 扱いは同じです。先ほどの条例に書いてあるとおりです。市民が評価するために、的確な情報提供が必要なので、ゆがんだ情報では許されな  
いと思います。で、これは、自律権云々でこだわっていらっしゃるんで  
すが、当たり前ですり合わせをやればいいじゃないですか。なぜ、それ  
を拒まれるんですか。相手の意見を聞くことに、何でそんなに抵抗を覚  
えているのか、意味が分からないんですが、そもそも、これまで何回も  
意見聴取を全員協で行おうとしましたが、それすら受けないじゃないで  
すか。その態度そのものが、ひきょうだと言っているんです。

自分たちで意思決定しておきながら、その責任を取ろうとしない。極  
めて無責任な議会になっている。その状態だけはよくよく分かるはずで  
す。

なので、過ちを正すために必要な対処を取ってください。でなければ  
予算は組めません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 当たり前ですり合わせをすべきだと思うんですけども、その許可が  
必要なものなのかどうなのか、すり合わせはすべきだと思います。その  
辺りをお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長 私のほうから言っているのは、チェックをした限りはこちらも責任を  
負ってしまうという点です。なので、こちらの指摘を無視して、最終的  
に発行したとなれば、当然、それはそちらの議会側の責任になります。  
よろしいですね、ここまで。

それが、過ちであった場合、直ちに止めなければなりません。それも  
よろしいですね。そこまでを含めて、適正な対処を求めています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 ここから先は、私1人で回答ができないので、ここまでとして、私の  
一般質問を終わりたいと思います。

○大 下 議 長 以上で、南澤議員の質問を終わります。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、3月21日午前10時に再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員